子どもたちを包み込み、その先の未来へ

特別支援

第二次多摩市特別支援教育推進計画

令和2年12月
多摩市教育委員会

Contents

【第1章】第二次多摩市特別支援教育推進計画の策定にあたって

Page1　1 計画の理念

Page2　2 計画策定に至るまでの経過と計画策定の目的

Page6　3 計画の位置付け

【第2章】第一次多摩市特別支援教育推進計画の成果と課題

Page7　1 成果

Page8　2 課題

【第3章】特別支援教育推進に向けた今後の取り組み

Page10　1 今後の方向性

Page11　2 具体的な取り組み

【第一次多摩市特別支援教育推進計画のこれまでの取り組みと評価】

【資料編】

【用語解説】

【第二次多摩市特別支援教育推進計画策定委員会関係】

※用語解説に記載されている単語については、初出の場合に限りページ数を記載しています。

はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、生活が一変する中、いつもと違う状況に不安を覚えている子どもたちがたくさんいます。こうした子どもたち一人ひとりに対するきめ細かな支援が今、学校教育において求められており、特別支援教育の必要性もまた高まっています。

このような状況の中、多摩市教育委員会は、平成 27 年に策定した「多摩市特別支援教育推進計画」に沿って特別支援教育を推進してまいりましたが、令和２年度で計画期間が満了するにあたり、「第二次多摩市特別支援教育推進計画」を策定することとなりました。

この間、平成 29 年に新学習指導要領の告示が行われ、児童・生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的・計画的に行うことが明記されました。これにより、より一層、特別な配慮を必要とする児童・生徒への指導の必要性を社会と共有できるようになりました。

多摩市では、年々利用者が増加している特別支援教室について、平成 29 年度に市内の全小学校に設置し、令和３年度には市内の全中学校にも設置することとしました。

さらに、令和２年７月には「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」が施行され、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供、障害・障がい者に対する理解促進、差別に関する相談体制の仕組みづくりについて定められました。

このように社会は、「共生社会」の実現に向け、着実に歩みを進めています。多摩市教育委員会においても、これまでの成果と課題を生かし、一人ひとりの子どもが本来持つ力を最大限に伸長し、障害の有無にかかわらず、地域の中で育ち、学び、互いを認め支え合う、共生社会の実現を目指していきます。

そのためにも、インクルーシブ教育システムの理念の下、変わりゆく社会や教育的なニーズを踏まえ、多様で柔軟な仕組みを提供し続けていくことが必要です。「第二次多摩市特別支援教育推進計画」は、そのための非常に意義深いものであると考えます。

最後になりましたが、本計画の策定にご尽力いただいた、第二次多摩市特別支援教育推進計画策定委員会委員長、明星大学心理学部心理学科教授　小貫悟先生をはじめ、委員の皆様、策定過程において貴重なご意見を賜りました皆様に、深く感謝申し上げます。

多摩市教育委員会教育長　清水哲也

第1章 第二次多摩市特別支援教育推進計画の策定にあたって

1 計画の理念

多摩市教育委員会は、障害の有無にかかわらず、誰もが地域や学校などで共に支え合って暮らす「共生社会(用語解説：P51)」の実現を目指します。一人ひとりの子どもの能力を最大限に伸長するため、乳幼児期から学校卒業後までのライフステージを見通した多様な学びの場を用意し、児童・生徒に社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていくための力を培います。

(1) 子どもたちに将来の夢を育む学校づくりを目指します

子どものニーズや社会の変化に対応した専門的な指導を実現し、将来の夢を育む学校づくりを推進します。将来の自立と社会参加に向けて、子どもの可能性を最大限に伸長する教育を実現します。

(2) 家庭との連携を一層進め、開かれた学校づくりを目指します

日々よりよい教育が行われるよう、教員と保護者が情報を共有し、共に子どもを育てる開かれた学校づくりを推進します。「個別指導計画(用語解説：P53)」や「学校生活支援シート(用語解説：P51)」の作成を通して、教員と保護者とが合意形成を図り将来の進路等を含めた長期的な視点で目標を設定し、適切な指導及び必要な支援の内容等について共有を図ります。

(3) 特別支援教育を推進するために、全ての教員の専門性を高め、質の高い教育を行う学校づくりを目指します

教育に対する熱意と使命感、特別支援教育についての確かな知識と指導力を持った教員を育成し、子どもの学ぶ意欲を高め、保護者等からの期待に応えます。

(4) 一貫性のある支援体制の整備・充実に努めます

乳幼児期から学校卒業後まで、子どもの発達段階に応じた切れ目のない相談及び支援体制を整備し、教育・福祉・医療・保健等の関係機関が緊密な連携を図ることにより、適切な指導及び必要な支援を行っていきます。

２　計画策定に至るまでの経過と計画策定の目的

（１）計画策定に至るまでの経過

ア　国の動向(詳細はP47参照)

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進する事を目的として、「障害者の人権及び尊厳を保護・推進するための包括的・総合的な国際条例（以下、障害者権利条約）」が平成18年に国連総会で採択され、日本は平成19年に署名しました。この条約では、障害に基づく差別の禁止のほか、「インクルーシブ教育システム(用語解説：P50)」「合理的配慮(用語解説：P52)」の理念が提唱されています。

また障害者権利条約に関する国内法整備の一つとして、平成28年４月に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行され、全ての学校において、「合理的配慮」の提供が義務付けられました。

平成29年には、小学校で令和２年度、中学校では令和３年度から全面実施となる学習指導要領(用語解説：P50)の告示が行われました。この新しい学習指導要領では、総則及び各教科において、児童・生徒一人ひとりの障害の状態や学習活動を行う際の困難さを把握して、個別指導計画に基づいて適切な指導と必要な支援を推進していくことが以下のように示されました。

【総則】	障害のある児童（生徒）については、・・・(中略)・・・個々の児童（生徒）の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。
【各教科】	障害のある児童（生徒）については、学習活動を行う場合に生じる困難に応じた指導内容や指導方法の工夫を、計画的、組織的に行うこと。

イ　都の動向(詳細はP47参照)

東京都は、平成28年に東京都発達障害教育推進計画を策定しました。この計画は、「発達障害(用語解説：P58)の全ての児童・生徒が、その持

てる力を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加を実現できるよう、適切な教育的支援を行うこと」、「発達障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が、共に学び合うことができるよう、通常の学級における教育的支援をはじめ、障害の状態に応じた多様な教育の場を拡大すること」の２点を理念としています。小・中学校における取り組みとして、特別支援教室(用語解説：P57)の設置促進や、教員の専門性向上に係る施策が示されました。

また、平成29年に東京都特別支援教育推進計画（第二期）を策定しました。「共生社会の実現に向けて、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸長して、社会に参加・貢献できる人間の育成」に向けた計画となっています。このうち、「小学校、中学校及び都立学校における特別支援教育」については、以下の取り組みを具体的に進めていくべきであると示されています。

１　小・中学校の知的障害特別支援学級(用語解説：P55)から、特別支援学校(用語解説：P55)高等部までの一貫した教育課程(用語解説：P51)編成やカリキュラム作り ２　都立学校等における学校及び生徒の実態等に応じ、社会性の向上を目的とした教科・科目の研究・開発 ３　通常の学級における、ユニバーサルデザイン(用語解説：P59)の考え方に基づく、分かりやすい授業、過ごしやすい教室、活動しやすい学級風土づくり

ウ　多摩市の動向

多摩市は、国や都のインクルーシブ教育システムの構築に対する考え方を踏まえ、平成27年に「多摩市特別支援教育推進計画」を策定し、特別支援教育の推進に取り組んできました。平成28年度には特別支援教育全体研修を開始し、平成29年度には市内の全市立小学校に特別支援教室を設置、さらに平成29年4月に多摩第二小学校、平成31年4月に南鶴牧小学校にそ

れぞれ自閉症・情緒障害学級(用語解説：P53)を設置し、指導の充実を進めてきました。

さらに、多摩市教育委員会では下記のとおり特別支援学級(用語解説：P56)、特別支援教室について教育課程編成の基本方針を定めています。

①特別支援学級教育課程編成の基本方針

・多摩市立小・中学校に設置された特別支援学級・特別支援教室であることを十分に踏まえ、多摩市の資源を活用した教育課程の編成をする。
・障害による学習上または生活上の困難を克服するための自立活動の指導を確実に実施する教育課程を編成する。
・個別指導計画および学校生活支援シートを作成し、児童・生徒の障害の程度や学級の実態に応じた教育課程を編成する。

②知的障害学級

・将来の自立と社会参加に向け、各教科の指導時数を確保し、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図る。
・各教科等を合わせた指導を適切に実施し、日常生活や社会生活に活用できる資質・能力を育む。

③自閉症・情緒障害学級

・義務教育終了後の進学及び社会的自立に向けた指導を重視し、職業生活に必要な知識・技能の習得と人間性の育成を図る。
・自立活動(用語解説：P54)の充実を図り、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、日常生活や社会生活に活用できる資質・能力を育む。

④通級指導学級（小・中学校）・特別支援教室（小学校）

・一人ひとりの児童・生徒の在籍学級における困難を克服・改善し、日常生活における適応力を育む。

・コミュニケーション能力の向上や言語の受容と表出などの改善を図り、日常生活における適応力を育む。

（２）計画策定の目的

特別支援教育は、通常の学級に在籍する子どもを含め、特別な支援を必要とする子どもたちに対して、全ての学校で実施するものです。多摩市教育委員会は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向けて、全ての学校における特別支援教育の充実を図っていきます。そのために「第二次多摩市特別支援教育推進計画」を策定し、「第一次多摩市特別支援教育推進計画（平成28年度～令和２年度）」の成果や課題、最新の国や都の動向を踏まえ、特別支援教育の充実に取り組んでいきます。

コロナ禍における特別支援教育の取り組み

現在、各学校では、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、児童・生徒の健やかな学びを保障する「新しい日常」の定着に取り組んでいます。この「新しい日常」において、感染症対策として行う密接を回避するための「身体的距離の確保」を、ともすると児童・生徒は心の距離のように感じてしまうことがあります。また、マスクをしていると相手の表情が分かりにくく、そのことが児童・生徒に不安を抱かせることもあります。

こうしたコロナ禍特有の実態を踏まえ、例えばマスクを外して笑顔を見せてから話し始めるなど、児童・生徒の不安を下げつつ、特別支援教育の視点に立ち、より一層丁寧な配慮や支援を行うことが重要になります。

「新しい日常」においても、人との関わり、つながりを持てるように、本推進計画を基に児童・生徒一人ひとりのつまずきや困難さ、障害の特性を捉えたきめ細かな支援を充実し、特別支援教育の更なる推進を図ります。

３　計画の位置付け

（１）計画の位置付け

本計画は、「第五次多摩市総合計画第3期基本計画」で定められた施策のうち、子どもたちの教育に関する計画である「第二次多摩市教育振興プラン」に掲げられている特別支援教育の推進について具体化し、その方向性を示す計画です。なお、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」との整合を図っています。

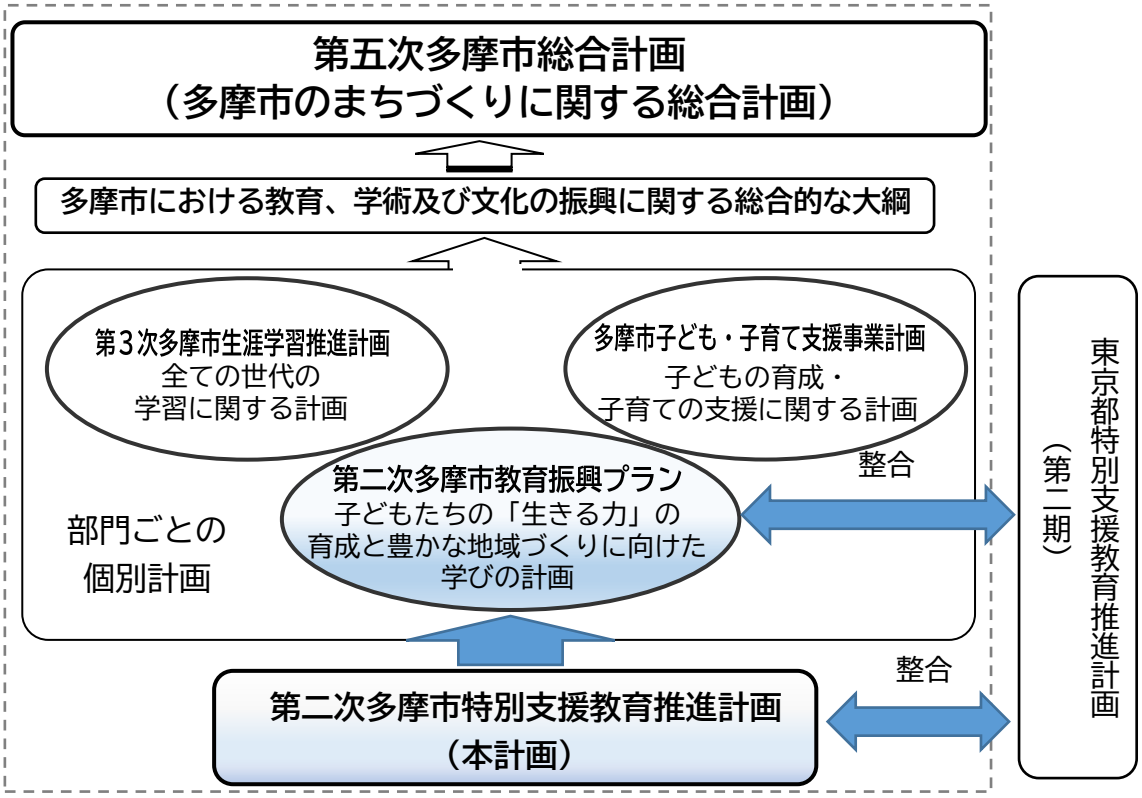

図　第二次多摩市特別支援教育推進計画と各種計画との関係

（２）計画の期間

令和３年度（2021年度）から５年間とします。

（３）計画の推進体制

本推進計画を実行性あるものとするため、本計画の進捗状況の把握をするともに、内容の検証・見直しを行う推進委員会を令和３年度から組織し、開催します。

第2章　第一次多摩市特別支援教育推進計画（平成28年度～令和2年度）の成果と課題

※第一次多摩市特別支援教育推進計画の成果については、P25からの資料編に詳細を記載

１　成果

（１）学校での教育方法・内容（指導体制）の充実について

・各校における特別支援教育の推進のために、校内委員会(用語解説：P52)・校内研修の企画・関係機関との調整において中心的役割を担う特別支援教育コーディネーター(用語解説：P56)の複数配置を完了しました。

・特別支援学級・通級指導学級・特別支援教室において、一人ひとりの教育的ニーズや合理的配慮を基に作成する個別指導計画の作成率が100

％となりました。

・在籍学級と、特別支援教室・通級指導学級の指導内容・支援方法の関連を図るため、個別指導計画の様式を統一しました。

・特別支援教育に特化した管理職研修を毎年実施しました。

（２）学校への支援体制の充実について

・障害の理解や対応、個別指導計画の作成と活用、義務教育終了後の進学・就労の視点を踏まえた教員研修を実施しました。

・初めて特別支援学級、特別支援教室を担当する教員に対する実践的な研修を実施しました。

・特別支援学級へのタブレット端末の導入を完了しました。

（３）保護者（家庭）への支援・相談体制について

・保護者及び幼稚園・保育所等の関係職員を対象に、就学相談説明会を実施し、特別支援教育に関する情報提供を行いました。

・就学相談終了後も、引き続き子どもの学びの場について相談できる体制の充実を図りました（フォローアップ相談）。

・教育と福祉が切れ目のない相談体制を構築できるよう、教育センターと発達支援室(用語解説：P57)の常勤職員が兼務する仕組みに改めました。

（４）関係機関との連携について

・切れ目のない支援の充実を進めるために、多摩市共通の小学校・中学校用就学支援シート(用語解説：P53)に加え、義務教育終了後の進学先につなぐ「就学支援シート（高等学校等用）」を作成しました。

・一貫した指導と支援体制を実現させるため、保育所・幼稚園・学童クラ

ブ・小学校等の教職員が一堂に会する機会を設け、研修や情報交換を行いました。
・副籍交流(用語解説：P58)や学校間の交流、指導方法や指導内容に関する指導・助言等、多摩市立小・中学校と東京都立多摩桜の丘学園のより一層の連携を図りました。

（５）学級整備について
・発達障がいのある児童の増加に対応するため、小学校自閉症・情緒障害学級を新たに２校設置しました。
・特別支援教室担当教員、在籍校の担任、保護者間でより連携しやすくするため、市内小学校特別支援教室を原則として単独拠点校にしました。

２　課題

（１）インクルーシブ教育システムの構築のため、各小・中学校における特別支援教育のさらなる充実が求められています。そのため、校内での情報共有や関係機関との連携、学校の組織力の向上、個別指導計画や各学校の学校生活支援シートの活用を進める必要があります。

（２）新しい学習指導要領の実施や特別支援教室の導入等を踏まえ、より一層、通常学級や特別支援教室における適切な指導の推進が求められています。そのために、教員の特別支援教育の視点を含めた指導力・専門性の向上、教育方法・内容の充実に加え、学校への支援体制を充実させる必要があります。

（３）切れ目のない支援の実現と、近年の特別支援教室の利用者数増加に対応するため、各関係機関との連携の強化や、相談・支援体制の充実が必要です。また就学支援ファイル等、支援をつなぐための複数のツールについて、記載内容・様式など、統一できる箇所や電子化等について検討する必要があります（各ツールについては次ページのコラム参照)。

（４）小学校自閉症・情緒障害学級に加え、中学校自閉症・情緒障害学級の入級生徒が平成24年度の開設から増加傾向にあります。小・中学校特別支援学級の整備について、今後のニーズの変化等をみながら長期的な視点で検討を進めていく必要があります。

コラム

切れ目のない支援や関係機関との連携を図るため、多摩市では様々なツールを活用しています。ここではそれらのツールをご紹介します。

目的	名称	作成者	作成の対象 （◎＝必須　○＝必要に応じて）
主として学校における指導と支援	個別指導計画	各学校	◎特別支援学級在籍児童・生徒 ◎通級指導学級・特別支援教室利用児童・生徒 ○通常の学級に在籍し、必要とする児童・生徒
	就学支援シート	保護者	○就学支援シートの作成を希望する児童・生徒の保護者 【保護者がこれまでの関係機関（園・学校・医療等）に依頼し、必要項目を記載】
学校内や学校間の支援体制の引き継ぎ	学校生活支援シート	各学校	◎特別支援学級在籍児童・生徒 ◎通級指導学級・特別支援教室利用児童・生徒 ○通常の学級に在籍し、必要とする児童・生徒
	指導要録等	各学校	◎幼稚園・認定こども園・保育所・通常の学級・特別支援学級の全児童・生徒
幼児期から義務教育終了後の長期における支援	すてっぷ (用語解説：P54)	保護者	○発達の遅れや言葉等について心配があり、継続した支援を必要とする者とその保護者
就学相談	就学支援ファイル	教育委員会	○就学相談を申し込んだ保護者のうち、「就学相談で活用した情報」を資料として就学先に引き継ぎ希望する者

第３章　特別支援教育推進に向けた今後の取り組み

１　今後の方向性

国や都のインクルーシブ教育システムの構築に対する考え方を踏まえ、それぞれの児童・生徒が、授業内容がわかり学習活動に参加している実感を持ちながら、生きる力を身に付けていくことができるよう特別支援教育の充実を図ります。

方向性１(P11)
個々の特性に応じた一貫性のある支援を推進するため、校内支援力の向上を進めます。

→

- 校内委員会の目的を生かし、学校がより組織的に取り組むための施策の検討・実施
- 個別指導計画と学校生活支援シートの活用
- 「特別支援教育実践事例集」の作成

方向性２(P15)
教員の専門性を更に高め、児童・生徒に必要となる資質・能力の育成を進めます。

→

- 専門家チームによる派遣相談の充実
- 中学校特別支援教室の設置及び推進
- ＩＣＴ機器の効果的な活用に向けた取り組み

方向性３(P17)
「共生社会の実現」に向け、行政・学校・保護者・関係機関の連携の強化を進めます。

→

- 特別支援教育マネジメントチームと学校・保護者との相談体制の充実
- 特別支援教育推進のための普及・啓発活動
- 教育センターと発達支援室の連携強化

方向性４(P22)
特別支援教育推進のための環境整備について検討を進めます。

→

- 中学校特別支援教室の運用に関する検討
- 多摩市内小・中学校の在籍児童・生徒の推移や、就学相談の状況等を踏まえた、特別支援学級の整備に関する検討

2　具体的な取り組み

方向性１
個々の特性に応じた一貫性のある支援を推進するため、校内支援力の向上を進めます。

特別支援教育を更に推進していくためには、「必要とされる全ての児童・生徒」に対し、組織的かつ計画的に適切な指導と必要な支援について確認・実践・評価をしていくことが大切です。

組織的に実践するために、校内委員会を活用し、各学校が組織力を生かして、特別支援教育を推進する必要があります。

また、計画的に実践するために、特別支援学級の児童・生徒だけではなく、通常の学級に在籍する、必要とされる全ての児童・生徒について、個別指導計画や学校生活支援シートを作成・活用することが求められます。

①校内委員会の活用

全ての小・中学校が、複数の特別支援教育コーディネーターを配置するなどの取り組みを進めたことにより、児童・生徒の状況に応じた指導・支援の方針の決定・実施・評価を教職員間で共有する場として、校内委員会の活用が進んでいます。

校内委員会では、児童・生徒の障害の特性、困難さの実態把握を進め、児童・生徒の長所を伸ばす視点で、指導・支援方針を決めて全教職員で共有し、関係機関等と連携しながら組織体制を構築していくことが必要です。

そのために、すでに各校で取り組んでいる内容を市内全体で共有し、校内委員会をさらに活用できるよう、進めていきます。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
校内委員会を活用した、組織的な特別支援教育の実践方法に関する取り組み	→	→	→	→	→
	効果的な取り組みを行っている小･中学校の校内委員会の活用方法について共有		検証と見直し	取り組みの継続・改善事項の実践	

【校内委員会】組織的な特別支援教育の実践～東落合小学校の例～

校内委員会開催の前に、「校内委員会の獲得目標（どの児童について、何を共有し、何を決めるのか）」について、校内の特別支援教育の中心となる校長・副校長・特別支援教育コーディネーターが事前打ち合わせをする様子

校内委員会で確認した「手だて」等について、校内委員会の一部の出席者だけではなく、全教職員で６年間確認・引き継ぎをするための「引き継ぎノート」を作成・活用している

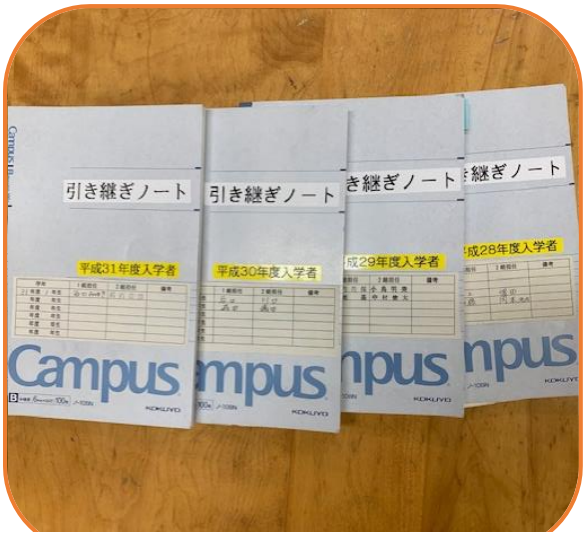

②個別指導計画・学校生活支援シートの作成と活用

特別支援教育コーディネーターの複数配置を含め、各校の特別支援教育推進の責任者である校長のリーダーシップが図られたことにより、特別支援学級、特別支援教室・通級指導学級における個別指導計画の作成率が小・中学校とも100%になりました（⇒P43）。

今後は通常の学級に加え、特別支援学級の共通様式の作成と活用を進めます。また、必要とされる児童・生徒の個別指導計画と学校生活支援シートの作成を推進します。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
多摩市共通の「学校生活支援シート」の作成	→ シート作成	→ 各校で活用開始	→ 検証と見直し	→	→ 作成率100%
知的障害学級共通の「個別指導計画」の検討委員会の実施・共通様式の活用	→ 検討・準備	→ 活用	→ 検証と見直し	→ 取り組みの継続・改善事項の実践	→

【個別指導計画】　作成と活用に向けて

一人ひとりの児童・生徒に作成する個別指導計画については、「手だて」を明らかにするだけではなく、「その手だてを実践した後の評価」も大切です。多摩第一小学校では、特別支援教育コーディネーターと特別支援教室担当教員が日頃より打合せを実施し、手だてについて確認しています

「個別指導計画」〔写真は市内共通の通常の学級・特別支援教室用〕。市内全小・中学校の特別支援教室・通級指導学級、特別支援学級で作成率が100%となりました

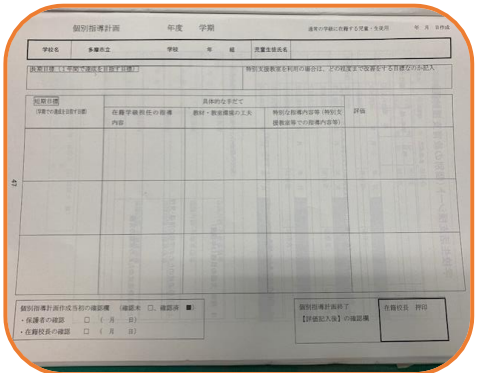

③特別支援教育実践事例集の作成

校内委員会の機能を更に充実させるためには、「年度内のどの時期の校内委員会で、何を、どのように検討・協議するのか」について、各校が評価・検証していく必要があります。また、個別指導計画・学校生活支援シートの作成についても、「どのような手だてを記載し、評価をすべきか」が大切です。

そのために、市内各小・中学校の教員を委員として、特別支援教育実践事例集作成委員会を開催します。各校の取り組みを共有し、実際に活用されている効果的な校内委員会の事例や、計画の作成事例を「特別支援教育実践事例集」としてまとめます。事例集を各校が活用することで、さらに校内委員会を活性化し、個別指導計画等の作成と活用を推進できるようにします。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
特別支援教育実践事例集作成委員会の実施及び実践事例集の作成		→ 各分科会で検討	→	→ 事例集作成・編集、各学校へ配布	→ 活用状況の確認・評価・検証

方向性２
教員の専門性を更に高め、児童・生徒に必要となる資質・能力の育成を進めます。

特別な支援が必要な児童・生徒に対して、適切な支援を行うためには、小・中学校の全ての教員が特別支援教育の視点を含めた指導力の向上が必要です。特別支援教育の視点を含めた学校経営や学級経営は、特別支援学級や通常の学級に在籍する全ての児童・生徒にとってわかりやすい授業、過ごしやすい学級・学校づくりにつながります。

そのために、これまで実施してきた管理職研修や、特別支援教育コーディネーター研修、初めて特別支援学級等を担当する教員を対象とした研修を継続します。また、専門家が各小・中学校に訪問し、障害の特性を踏まえた指導方法や、ユニバーサルデザインの考え方に基づく学級経営等、より学校のニーズに合わせた派遣相談の充実を行います。併せて、教員の専門性向上のため、資格取得等の支援を検討します。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
派遣相談の充実	→ 各校のニーズに基づく実施と実施ケースの検証	→	→ 派遣相談の仕組みに関する検証と見直し	→ 取り組みの継続・改善事項の実践	→
中学校特別支援教室導入直後の校内委員会の充実に生かす派遣相談	→ 派遣相談の実施	→ 派遣相談の結果の検証	→ 取り組みの継続・改善事項の実践		→

また、小学校特別支援教室や就学相談の申込状況から、発達障害のうち、学習障害に関するニーズが増加しています。これまでも小学校特別支援教室担当教員を対象に、学習障害に関する「困難さの把握の方法」「具体的な指導方法」について実践的な研修を進めてきました。今後、中学校の特別支援教室の導入が完了し、そのニーズは高まることが考えられます。ＩＣＴ機器の効果的な活用に関して中学校特別支援教室担当教員や特別支援教育コーディネーター等を対象に、実践的な研修を進めます。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
学校用ＰＣへの「ユニバーサルフォント」導入		→ 機器の更新に合わせて導入			
学習障害の児童・生徒に対する指導・支援方法に特化した研修の実施	→ 研修会や実践校授業参観を通じた成果の共有	→	→ 検証と見直し	→ 取り組みの継続・改善事項の実践	→

学習障害の児童･生徒への指導と支援

読み書き等に困難さのある児童・生徒については、「どんな点で困っているのか（実態把握）」「どのような支援をすることが良いか（手だての具現化）」が欠かせません。そのためのツール（低学年児童向け）を市内全小学校に令和元年度当初に導入しました

特別支援教育コーディネーター研修会においても、学習障害の児童に関する実践的な内容を含め、取り組んでいます

方向性３
「共生社会の実現」に向け、行政・学校・保護者・関係機関の連携の強化を進めます。

子どもたちがその能力と可能性を最大限に伸ばし、自分のよさを発揮しながら地域生活・社会参加をすることができる力を身に付けるためには、保護者や学校だけでなく、一人ひとりの児童・生徒に関わる関係機関や地域が連携し、どの子どもにも育つ環境を保証する必要があります。

近年、特別支援教室の導入に伴い、就学相談等の申込件数が増加(⇒P41)しており、就学相談業務を担う特別支援教育マネジメントチーム(用語解説：P57)の体制の充実が必要となっています。

また、切れ目のない支援の充実のため、教育センターと発達支援室の常勤職員の兼務、保育所・幼稚園・学童クラブ・小学校の教職員等の研修、就学支援シート（高等学校等用）の作成、東京都立多摩桜の丘学園と多摩市教育委員会の連携を進めてきました。これまでの取り組みを継続するとともに、より一層の連携が充実するよう、「福祉部門等との連携の強化」・「支援継続ツールの検討」について取り組みます。

①特別支援教育マネジメントチーム

就学後の合理的配慮など学校現場での支援・助言を、学校からの要請に基づき、教職経験者の所員と公認心理師(用語解説：P52)の専門性を生かして行えるよう体制を整え実施していきます。

また、年々増加している就学相談業務においては、令和元年度から開始した所員と公認心理師の機能分化に加え、人的体制を整えながら、保護者や児童・生徒に寄り添ったきめ細かで効率的な就学相談の仕組みを検証し改善していきます。

	第一次推進計画	第二次推進計画
就学相談の業務（入学前）	実施 →	引き続き実施
入学後の保護者との面談	希望する保護者に対して実施 →	引き続き実施
就学・転学相談時の学校との連携	就学支援ファイルの提供・説明（転学・就学直前・就学直後） →	引き続き実施
上記以外の学校との連携	―	マネジメントチーム所員・相談員の派遣相談

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
学校への助言・支援業務	→ 相談員の助言・支援方法に関する検討	→ 相談員の助言・支援実施	→ 取り組みの継続・改善事項の実践	→ 所員の助言・支援方法の実施	→
【就学相談】相談件数増加への対応	→ 相談体制の充実 ・専門職機能分化 ・人的体制の充実	→	→ 取り組みの継続・改善事項の実践	→ 検証・見直し	→
【転学相談】フォローアップ相談の充実		→ 方法に関する検討	→ 実施	→ 検証・見直し	→ 取り組みの継続・改善事項の実践
特別支援教室の利用・終了判定の充実	→ 判定会の効率化の検討と実施・検証	→	→ 取り組みの継続・改善事項の実践	→ 検証・見直し	→

②特別支援教育の啓発活動の充実

第二次多摩市特別支援教育推進計画の新たな策定に向けて実施した市民向け学習会(令和元年10月～12月実施)において、参加した市民の方から、恒常的に学習会のような機会を開催することが普及・啓発において有効ではないかという意見をいただきました。

共生社会を実現するためには、その担い手となる人材の育成が重要です。副籍制度に基づく交流活動等(用語解説：P52)を通して、「社会には様々な立場や考えの違う人がいて当たり前である」という相互理解（人権教育）や、思いやりの気持ちを大切にする教育を継続します。

さらに障がいのある児童・生徒が地域社会の中で、多くの人とかかわり合い、地域で生活していくという意識を、地域の方々と相互に高め合っていく取り組みとして、特別支援教育についてより多くの人の理解を図るための講演会や副籍制度の周知など、啓発活動を多摩市立図書館等関係機関と連携し、進めていきます。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
特別支援教育推進のための普及･啓発活動	→ 計画周知に合わせ実施	→	→ 取り組みの継続・改善事項の実践	→ 検証・見直し	→

③保健・福祉部門等との連携の強化

諏訪複合教育施設内には、教育センターと発達支援室が入っています。発達支援室では、発達の遅れやその心配がある児（者）の発達に関する総合相談を行い、教育センター教育相談室では、教育にかかわることや、情緒及び心理的な問題に関する相談を行っています。発達支援室と教育センターの初回相談窓口を統合し、相談体制を強化することで、相談者のニーズを踏まえた円滑な相談を進めていきます。

また、就学前から就学後を見据えた相談・支援をさらに充実させる為に健康センター・発達支援室との連携及び保育所・幼稚園・学童クラブ・

小学校等との顔が見える連携「保幼小連携(用語解説：P59)」を継続します。

発達障がいがある児童・生徒や障害があることを周囲から認識されていないものの学習又は生活面で困難がある児童・生徒は、環境の変化や人間関係などにおいて、失敗状況を重ねやすくなっています。放課後等学校以外の過ごす場においても、友達との関係等での失敗体験を軽減できるよう、一人ひとりに合った支援を維持するために、関係機関連携の強化や支援体制の充実を検討していきます。

さらに、児童・生徒一人ひとりの学習、生活上の困難を改善、克服し、その力と可能性を最大限伸ばし、自分の良さを発揮できるように、学校・子ども家庭支援センター・発達支援室・福祉サービス事業者・医療機関等と連携しながら切れ目のない支援を継続します。

また、就学前後の特別支援及び放課後等デイサービスなどの福祉制度に関する情報がわかるような、保護者向けハンドブック等の作成を行い活用していきます。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
発達支援室と教育センターの初回相談窓口の統合による連携強化	→ 初回相談窓口統合による連携の実施	→	→ 検証・見直し	→	→ 取り組みの継続・改善事項の実践
特別支援と福祉制度等の情報がわかるハンドブックの作成・活用	→ 検討	→ 作成・活用	→ 更新しながら活用	→	→

④支援継続ツールについての検討

切れ目のない支援に向けて、就学支援シート・学校生活支援シート・相談支援ファイル(すてっぷ)等のツールについて、それぞれのもつ良さを生かしながら、記載内容の整理や様式の電子化について検討を進めます。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支援継続ツールについての検討	→ 活用状況の把握	→ 電子化を含めた支援継続ツールの検討・改善			→

切れ目のない支援を継続するために

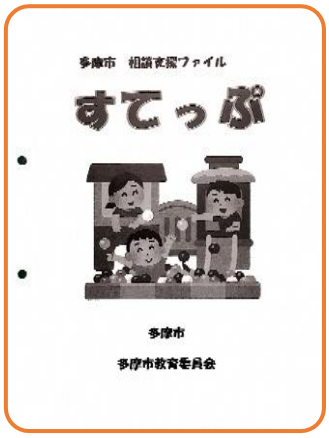

【相談支援ファイル(すてっぷ)】
子どもの成長の記録と、これまで受けてきた支援の内容を集約し、保護者や本人が必要に応じて、関係機関に提示することで幼児期から成人期まで切れ目のない一貫した支援が受けられることを目的に教育委員会と健康福祉部障害福祉課が共同で作成し、希望する保護者に配布しています。
平成29年度は160人の保護者に配布しました。

就学前から就学後の切れ目のない支援をするために、幼稚園・保育所・学童クラブ・小学校等の関係者が一堂に会し、研修をしたり、情報交換をしたりする機会を設けました。

方向性４
特別支援教育推進のための環境整備について検討を進めます。

第一次多摩市特別支援教育推進計画策定後、特別支援教室の利用児童が急激に増加したことを踏まえ、市内小学校特別支援教室の拠点校の数を、計画で示した5校から、16校に増やした経緯があります(⇒P44) 。

計画期間中の変化にも対応し、「重層的な支援体制」を維持していくために、特別支援学級や特別支援教室の規模や配置については、引き続き検討していきます。

①中学校特別支援教室の運用に関する検討

小学校特別支援教室については、導入後に市内利用児童の急激な増加がみられました。これに対応するため、導入後の成果や課題について検討を進め、現在の方法（原則単独拠点校化）に至っています(⇒P44) 。

中学校特別支援教室の導入についても、小学校と同様、導入検討のための委員会を平成30年度から実施し、令和3年度4月の導入に向けた準備をしてきました。小学校と同様、導入後の人数の増加や、指導方法、在籍学級との協働体制等、導入後の運用状況を踏まえた検討をしていく必要があります。運用に関する検討委員会を開催し、中学校特別支援教室の目的が達成できるように進めます。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
中学校特別支援教室の運用に関する検討委員会の開催	→ 運用状況の把握	→ 初年度の成果と課題に対する改善策を検討	→ 改善策の実施	→ 改善策実施後の成果と課題を検討	→ 再度、改善策を実施

②小・中学校特別支援学級の整備に関して

令和元年度までに、小学校自閉症・情緒障害学級を新たに2校開設し、急増する自閉症・情緒障害学級の入級児童に対し、適切な学級規模かつ、できるだけ居住地から近い学校に通うことができるよう、整備を進めてきました。

最近の就学相談の状況(⇒P41)を踏まえると、今後も小・中学校ともに自閉症･情緒障害学級の利用者の増加が予想されます。このことを踏まえ、小・中学校特別支援学級の整備について、今後のニーズの変化を見ながら検討を進めていきます。

多摩市内の特別支援学級の設置数

	学級種別		令和元年度 現在	令和７年度※
特別支援学級	知的障害学級 (固定学級)	小学校	3校	3校
		中学校	3校	3校
	自閉症・情緒障害学級 （固定学級）	小学校	4校	4校
		中学校	2校	2校
	難聴通級指導学級・ 言語障害通級指導学級	小学校	2校	2校

※今後のニーズの変化に応じて設置校数を検討

＊情緒障害等通級指導学級は特別支援教室に制度変更となり、多摩市では平成29年度から小学校の全校に特別支援教室を設置。中学校については、令和３年度から全校に設置

【自閉症･情緒障害学級】 市内中学校の取り組み

多摩中学校では、「自立・社会参加に必要な資質・能力」として、
①地域の一員としての自覚をもつこと
②定められた時間の中で効率的な作業を行うことができること
③他者と協力して制作をすることを通し、主体的に報告・連絡するスキル・相手に応じたコミュニケーションができること
とし、３年間でこれらの力を習得できるよう、「自立活動」の時間を特設し、教育活動を展開しています。

青陵中学校では、全教育課程の 13%に自立活動を設定し、体験活動等を重視して取り組んでいます。

第一次多摩市特別支援教育推進計画のこれまでの取り組みと評価

達成評価の指標について
『Ａ』…達成済み又は計画期間に予定通り達成予定
『Ｂ』…進捗に遅れはあるが、計画期間内には、概ね目標を達成する見込み
『Ｃ』…進捗が遅れており、計画期間内に目標まで達しない見込み
『Ｄ』…進捗が大幅に遅れている、又は未着手

１　学校での教育方法・内容（指導体制）の充実

施策項目	平成28年度～令和元年度の進捗状況	評価
（１）校長・副校長のリーダーシップ		
管理職への悉皆研修	東京都が実施した管理職研修へ参加。	A
市主催の特別支援教育研修（管理職向け）の実施	平成29・30年度：校長研修を実施（各年度１回） 令和元年度：校長・副校長研修を実施（各１回）	A
副校長連絡会(用語解説：P58)の活用	平成28・29年度：小・中学校副校長連絡会で「発達障害の理解」「個別指導計画・就学支援シート・特例子会社」「都立特別支援学校就労技術科の概要」「自立活動」をテーマとした研修を実施。 令和元年度：市主催特別支援教育研修に位置づけ実施。	A
（２）校内研修会の充実		
教務主任会や特別支援教育コーディネーター研修会、進路指導主任会等で高い効果が期待される研修内容や講師等の情報を発信した。		A
（３）校内委員会の充実		
校内委員会における個別指導計画の作成	平成28年度：特別支援教育コーディネーターが試作及び検討。 平成29年度：個別指導計画及び学校生活支援シートの作成の研修を実施。 平成30年度～：多摩市版個別指導計画を本格実施。	B
校内委員会における臨床発達心理士(用語解説：P60)との連携・活用	平成28年度：特別支援教室を実施した5校の特別支援教育コーディネーターに対し情報交換の場を設置及び実践事例について全小学校に情報提供。 平成29年度：特別支援教育コーディネーター研修会で臨床発達心理士との連携・活用の情報提供。 平成30・令和元年度：情報提供を実施。	A
（４）特別支援教育コーディネーターの資質向上		
特別支援教育コーディネーター研修の充実	平成28年度：実施（6回） 平成29年度：実施（１１回）【内訳：小・中学校合同6回、小学校単独2回、中学校単独3回】 平成30年度：実施（4回） 令和元年度：実施（4回）	A

施策項目	平成28年度～令和元年度の進捗状況	評価
発達障がいの可能性のある児童に対する校内での指導及び支援についての検討方法に特化した研修	平成28~30年度：特別支援教育コーディネーター研修会にて実施。 ※計画時は平成29年度までとしていたが、平成30年度まで継続して実施した	A
（5）個別指導計画・学校生活支援シートの作成と活用		
個別指導計画（共通様式）の作成と活用	平成28年度：特別支援教育コーディネーターが共通様式・記入例・Q&Aを作成。 平成29年度：様式をより使いやすいように修正及び研修。 平成30年度：特別支援教室の効果的な指導のために記載項目を修正。 ※平成28～30年度に小・中学校で作成・活用に関して悉皆研修を実施 令和元年度：学習障害に関する指導方法に特化した研修を実施。個別指導計画の作成等に生かすための「特別支援教室の手引き」を作成・配付。 ※通常学級・特別支援教室・通級指導学級では共通様式になった ※固定学級は市全体での共通様式化は図っていない ※全小・中学校での個別指導計画の作成は100%であるが、PDCAサイクルや校内委員会等の活用においては十分ではない	C
学校生活支援シート（共通様式）の作成と活用	平成29年度：共通様式の試作を行い、特別支援教育コーディネーター研修会で説明。 平成30年度：本格実施。 ※平成28～30年度に小・中学校で作成・活用に関して悉皆研修を実施 ※合理的配慮の明記・シートの活用に関して十分ではない	C
関係書式の果たす役割を精査し、「就学支援シート」と「学校生活支援シート」の一本化に向けた検討	令和元年度より、就学前後の引き継ぎ書類としてすでに作成・活用している「保育要録」、「就学支援シート」、「就学支援ファイル」等、各書類の役割や一本化の可否を含めた検討を「保幼小連携実務者会」にて開始した。	B
（6）ピアティーチャー(用語解説：P58)の活用		
ピアティーチャーの効果的な活用	各年度1回、以下のテーマで研修を実施。 平成28年度：発達障害の理解 平成29年度：通常学級における特別支援教育の充実 平成30年度：小学校特別支援教室での指導について 令和元年度：通常の学級に在籍する発達障害の児童生徒の障害・認知の特性および支援の具体例について	A

※「(7)交流及び共同学習の充実」「(8)保護者との連携の充実」については他の項目の達成度で評価を行うため、本表には記載せず。

2　学校への支援体制の充実

施策項目	平成28年度～令和元年度の進捗状況	評価
（1）特別支援教育に関する研修の実施		
本推進計画の理解を深めるための悉皆研修	平成27年度に中学校9校を会場として、全小・中学校教員対象とした研修を実施。 ※平成28年度は異動により、多摩市立学校の特別支援学級教員となった者を対象に研修を実施。	A
特別支援学級の担当者を対象とした研修	【各学級のニーズに応じた講師を招聘して研修】 平成28年度：小学校11校　中学校6校で実施 平成29年度：小学校12校　中学校6校で実施 平成30年度～：小学校13校　中学校6校で実施 令和元年度はこれに加え情緒固定合同研修を1回実施 【初めて特別支援学級を担当する教員を対象とした研修】 平成28年度：全7回実施　16名参加 平成29年度：全6回実施　18名参加 平成30年度：全5回実施　20名参加 令和元年度：全4回実施　14名参加 【特別支援教室専門員に関する研修】 平成30年度から年2回研修を開始。	A
進学や就労、自立の視点を踏まえた研修	平成28年度：都立南大沢学園の授業参観や就労先の見学など研修の実施。 平成29年度: 都立秋留台高校からの説明や障がいのある人の就労先の見学会の実施。 平成30年度: 都立秋留台高校、多摩市内保育園長、学識経験者を講師に迎え、障がいのある生徒の就労に向けた取り組みについて研修を実施。 令和元年度：知的障害のある生徒の卒業後の特例子会社への就労に関する研修を実施。	A
特別支援教育推進委員会を設定した研修（情報のデータベース化）	・特別支援教育推進委員会の設定をしなかった。当初は、発達障がいのある児童・生徒に対する具体的な支援や指導の実践例を情報共有化し、初任者や特別支援教育に初めて携わる教員が実効性のある個別指導計画を作成できるよう、推進委員会でデータベース化する計画となっていた。第一次特別支援教育推進計画策定後、国立特別支援教育総合研究所が合理的配慮の観点で、教材や学習内容等に関するデータベース化を進め、活用できる状況となったことから、本市独自でのデータベース化は未実施となった（事例が422件）。 ・市小学校特別支援教室検討委員会等で協議した「障害の特性に基づく、手立ての例」をＡ３版にまとめ、校長会や各研修会等で配布・説明を実施。	D

施策項目	平成28年度～令和元年度の進捗状況	評価
（２）専門家チームによる派遣相談（授業相談・巡回相談）		
派遣相談の充実	平成28年度：専門家チームに学識経験者を加えた。 平成29年度～：専門家チームの学識経験者派遣について、緊急対応を可能にする仕組みに変更。	A
特別支援教室導入に伴う臨床発達心理士等の巡回相談の充実	平成28年度：新規配置された臨床発達心理士等２名に、多摩市の特別支援教育及び特別支援教室の指導に関する研修を実施。 平成29年度～：特別支援教室利用開始申請に臨床発達心理士の巡回相談を受けることが条件とする。学校と臨床発達心理士が密に連携をし、児童の実態把握を行うようになった。	A
（３）ＩＣＴ機器の導入		
小・中学校知的障害学級（固定制）でのタブレット端末利用	平成30年度：諏訪中学校知的固定学級に専用端末を８台整備。 令和元年度：和田中学校・落合中学校・市内全小学校知的障害学級に専用端末を８台整備。	A
中学校自閉症・情緒障害学級（固定制）にタブレット端末の導入	平成27年度から導入し、平成30年度に専用端末を更新（多摩中学校・青陵中学校）。	A
小学校自閉症・情緒障害学級（固定制）にタブレット端末の導入	平成28年度までに多摩第二小学校・諏訪小学校・貝取小学校に８台ずつ整備済み。平成31年4月に新規開級した南鶴牧小学校自閉症・情緒障害学級については、令和元年８月に８台導入完了。	A
言語障害通級指導学級でのタブレット端末の利用	平成29・30年度：北諏訪小学校の通常の学級用端末を共用利用。 令和元年度～：難聴言語障害通級指導学級専用の端末を４台整備。	A
タブレット端末に導入する支援教材に関する検討	平成28年度～：継続的に、各特別支援学級より児童・生徒の実態に基づき、タブレットに導入を希望するアプリ等について、個別に導入の検討・対応を実施。	A
タブレット端末を活用した新たな指導法の検証	個々に応じた教育的ニーズの分析及び手立てを明確にすることを中心に検討してきたが、タブレット端末を活用した新たな指導法の検証に至らなかった。	D

施策項目	平成28年度～令和元年度の進捗状況	評価
（4）公立小・中学校における発達障害教育支援員等活用研究事業の成果の活用		
2年間の研究を通して得られた成果を指導の改善に役立てる	平成27年6月から平成28年3月31日まで、東京都発達障害教育指導員を配置し、学級担任と連携して発達障害の児童・生徒への直接的・個別的な支援や、学級担任による円滑な学級運営の補助等を行う研究指定を受けた。研究で得た手法はピアティーチャー研修に活用。	A

3　保護者（家庭）への支援・相談体制の充実

施策項目	平成28年度～令和元年度の進捗状況	評価
(1)特別支援教育マネジメントチーム		
マネジメントチーム及び臨床心理士(用語解説：P60)の機能分化・再編	平成28・29年度：試行としてマネジメントチームの中で、発達検査担当者1名を指名し、発達検査の実施とフィードバックを実施。 平成30年度：心理士全員で発達検査を分担し、発達検査を実施。 心理職と学校教育の経験がある所員との機能分化を検討。 令和元年度：心理職と所員の機能分化に基づく試行。 ※相談件数の増加に伴い、面談や行動観察、検査などの役割分担について再検討中。	C
情報の効果的な活用	平成28年度：就学相談等サブシステムを導入し、学校支援課と学籍の情報や就学相談の状況に関して情報共有が可能となった。 平成29･30年度：就学相談を受けた幼児・児童の情報を引き継ぐ際の方法や資料様式について改善。 ※学校との情報は紙媒体で実施。	A
（2）ア．就学相談の充実		
相談内容や方法の工夫・行動観察委員に対する研修	平成28年度：就学相談説明会の回数を増やして対応。就学相談･行動観察の実施前に委員に対して３回の行動観察を実施した。 平成29年度：相談資料及び就学相談の進め方について検討。 平成30年度：就学相談の進め方について他市視察や情報収集を行い、就学支援委員会の運営方法について見直し。 令和元年度：就学支援委員会の運営方法を変更。	A
新１年生に対する通級判定の在り方	平成28年度：就学支援委員会における専門家からの意見を、指導内容等に反映できるよう巡回指導拠点校に示す仕組みとした。 平成29・30年度：具体的な指導内容等について、就学相談資料の引き継ぎの際に、巡回拠点校に示す仕組みとした。	A

施策項目	平成28年度～令和元年度の進捗状況	評価
（２）イ．転学相談の充実		
相談内容や方法の工夫	平成28年度：年度途中の転学希望に対して、できるだけ早く転学できるように調整を行うこととした。また、固定学級への転学が望ましい児童・生徒に対しては、フォローアップ相談として、就学後も相談を継続する体制とした。 平成29･30年度：必要に応じて柔軟かつ迅速に対応した。 令和元年度：年度途中の転学が多く、新たな課題が懸念されるため再検討中。	A
専門家チームとの連携の充実【再掲】２（２）、４（６）	平成28年度：専門家チームに学識経験者を加えた。 平成29年度～：専門家チームの学識経験者派遣について、緊急対応を可能にする仕組みに変更。	A
（２）ウ．通級（特別支援学級又は特別支援教室）の入級・退級判定の充実		
入級判定	平成28年度：心理職の意見を参考に、校内委員会において必要性を検討し、保護者と合意形成を図った上で、教育委員会で書類審査を行う仕組みで整備。 平成29年度：随時入級を可能とし、毎月申請を受付ける方法に変更。 平成30年度：入級時に退級までの目標を見通した申請書を作成し、特別支援教育での指導の充実を図るように改善。 令和元年度：指導開始希望者全員の発達検査の実施及び医師等の入った判定会の実施を行う形態に変更。	A
退級判定	平成30年度：随時退級に向けた検討をするにあたり、近隣市の状況の把握を実施。 令和元年度：検討を行い、判定の試行を実施中。	B
（２）エ．合同見学会・体験入級の充実		
合同見学会・体験入級に関わる情報の発信	平成28年度～：市内公立小・中学校の特別支援学級及び東京都立多摩桜の丘学園の合同見学会･体験入級に関する一覧表を作成し、保護者に配布するなど発信。	A

施策項目	平成28年度～令和元年度の進捗状況	評価
（3）特別支援教育の啓発活動の充実		
啓発資料の作成	平成28年度：平成29年度に特別支援教室を導入する12校の保護者向けリーフレットの作成・配布。 平成29年度：特別支援教室の保護者向けリーフレットを小学校全家庭に配布。 特別支援教室巡回の手引きに資料を掲載し、小学校全教員に配布。 小学校PTA連絡協議会の研修会及び中学校PTA連絡協議会において、就学支援シート等の説明を実施。 平成30年度：中学校PTA連絡協議会において、就学支援シートの説明を実施。 令和元年度：小学校特別支援教室の全校拠点校化、対象児童に関するリーフレットの作成及び配布。	A

4　関係機関との連携

施策項目	平成28年度～令和元年度の進捗状況	評価
（1）就学支援ファイル・就学支援シート・相談支援ファイル（すてっぷ）の活用		
就学支援シートの活用と連携の促進	平成28年度：幼稚園・保育園園長会で、就学支援シートの活用を依頼。 小・中学校長会、特別支援教育コーディネーター研修会にて就学支援シートの説明。 就学相談説明会にて就学支援シートの説明。 都立高校への支援の引き継ぎが可能となる。 平成29年度～：中学校PTA連絡協議会において、就学支援シート高等学校向けの周知を実施。 都内私立高等学校への引き継ぎが可能となる。 平成30年度～：都内高等専修学校への引き継ぎが可能となる。 就学支援シート活用事例をまとめ一部配布を開始。	A
記載内容の整理や様式の検討	平成28年度：就学支援ファイルや就学支援シート及び相談支援ファイルの活用状況把握のためのアンケートを実施。 平成29年度：就学支援シートのより効果的な活用のためのアンケートを実施し、実態を把握。 平成30年度～：保幼小連携合同研修会において、有効な引き継ぎ内容等について意見交換を実施。	A
（2）保育園・幼稚園・都立高等学校との連携の充実		
「かがやきブック（用語解説：P50）」等の活用	平成28年度：保育園・幼稚園と小学校特別支援教育コーディネーターの合同研修会を実施。 （実施回数2回、参加延べ124名） 平成29年度：保幼小合同研修会を実施。 （実施回数2回、参加延べ120名） 平成30年度：保幼小合同研修会を実施。 （実施回数2回、参加延べ144名） 「かがやけ！たまっ子1年生」を次年度就学予定者に配布。 令和元年度：保幼小合同研修会を実施。 （実施回数2回、参加延べ150名） 「かがやけ！たまっ子1年生」英語版・中国語版を作成・配布。	A
東京都立永山高等学校との連携 【再掲】4（1）	平成28年度：都立永山高等学校をはじめ、都立学校全体に対して就学支援シート等を活用し、引き継ぎが可能となった。 都立永山高等学校特別支援教育コーディネーターの、多摩市の研修会への参加を実現。 平成29年度：就学支援シートの引き継ぎについて、都内私立高等学校への引き継ぎが可能となった。 平成30年度：就学支援シートの引き継ぎについて、都内高等専修学校への引き継ぎが可能となった。	A

施策項目	平成28年度～令和元年度の進捗状況	評価
(３)都立特別支援学校との連携		
東京都立多摩桜の丘学園に関する情報の発信と活用	平成28年度：小・中学校に対して、都立多摩桜の丘学園の授業相談を実施し、指導・助言を受けた。（実施校数：15校・実施回数延べ32回）。 平成29年度：都立多摩桜の丘学園の授業相談実施。（実施校数：15校・実施回数延べ32回）。小学校PTA連絡協議会を対象とした都立多摩桜の丘学園の見学会を実施（参加者9名）。 平成30年度：小学校PTA連絡協議会、中学校PTA連合会対象とした、都立多摩桜の丘学園の見学会を実施（参加者18名）。	A
(４)副籍制度の活用		
副籍制度の活用を通した働きかけ	平成28年度：特別支援教育コーディネーター研修会にて実践事例を提供し、副籍交流の充実を推進。 平成29年度：コーディネーター研修会や小学校PTA連絡協議会などにおいて、副籍交流の意義や事例の説明を実施し、理解・啓発を図った。 平成30年度：引き続き特別支援教育コーディネーター研修会において、充実を図った。	A
(５)子育て・福祉部門との連携		
多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会(用語解説：P55)との連携等の強化	平成28年度：教育センターと発達支援室の常勤職員が兼務となったことで連携体制の強化を図り、子ども家庭支援ネットワーク連絡会の事務局と委員が可能な限り恒常的に連携できる体制とした。 多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会発達障害・特別支援チームの分科会において、多摩市特別支援教育推進計画に関する具体的な取組（小学校特別支援教室の導入等）について、情報共有を図った。 平成29年度：前年度に引き続き、多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会発達障害・特別支援チームにおいて、保幼小連携（多摩市版入学ガイドブック「仮称　かがやけ！たまっ子１年生」の作成等）について情報共有を行った。 平成30年度～：前年度に引き続き、多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会発達障害・特別支援チームにおいて、切れ目の無い支援を実施するために、特別な支援を必要とする就学児に関するケース事例検討を実施した。	A

(６)特別支援教育に精通した専門家チームとの連携の充実		
専門家との連携の充実 【再掲】２（２）、３（２）イ	平成28年度：専門家チームに学識経験者を加えた。 平成29年度～：専門家チームの学識経験者派遣について、緊急対応を可能にする仕組みに変更。	A

5　学級整備

学級別の整備の方向性（「整備方針」より）

<table>
<tr><th colspan="3">学級種別</th><th>平成28年度～令和元年度の進捗状況</th><th>評価</th></tr>
<tr><td rowspan="7">特別支援学級</td><td rowspan="2">知的障害学級（固定学級）</td><td>小学校</td><td rowspan="2">令和元年度：平成30年度末をもって、諏訪小学校の知的障害学級を閉級し、諏訪小学校と永山小学校の知的障害学級を統合。
小・中学校ともに3校体制とし、ニーズの増加に対しては学級増で対応とする。</td><td>A</td></tr>
<tr><td>中学校</td><td>A</td></tr>
<tr><td rowspan="2">自閉症・情緒障害学級（固定学級）</td><td>小学校</td><td>平成29年度：多摩第二小学校に開設。
令和元年度：南鶴牧小学校に開設し、4校で受け入れを実施。</td><td>A</td></tr>
<tr><td>中学校</td><td>平成28年度：学級数の増加に対応するための施設整備。
新設については、検討した結果、引き続き2校にて受け入れ。</td><td>A</td></tr>
<tr><td rowspan="2">情緒障害等通級指導学級</td><td>小学校</td><td>平成28年度：巡回指導に対応するため、拠点校を1校新設。
平成29年度：市内全小学校において特別支援教室を導入。
平成30年度：大松台小学校を単独拠点校とした。
令和元年度：市内15校が単独拠点校となった。</td><td>A</td></tr>
<tr><td>中学校</td><td>引き続き1校にて受け入れ。ニーズの増加に対しては学級増で対応する。</td><td>A</td></tr>
<tr><td>難聴通級指導学級・言語障害通級指導学級</td><td>小学校</td><td>平成29年度：言語障害等通級指導学級の指導場所を北諏訪小学校に移転。難聴通級指導学級については引き続き教育センター（諏訪複合教育施設）内にて指導を実施。</td><td>A</td></tr>
</table>

(1)　特別支援学級の配置について

施策項目	平成28年度～令和元年度の進捗状況	評価
(1)－ア　知的障害学級（固定学級）		
東寺方小学校	引き続き、3校にて受け入れを実施。	A
東落合小学校		
永山小学校		
(1)－イ 小学校自閉症・情緒障害学級（固定学級）の新設		
多摩第二小学校	平成28年度：多摩第二小学校自閉症・情緒障害学級開設準備委員会を設置。 平成29年度：多摩第二小学校に自閉症・情緒障害学級を開設。	A
ニュータウン西側エリア	平成28年度：平成29年2月にニュータウン西側エリアの設置校は南鶴牧小学校とすることを決定。 平成30年度：南鶴牧小学校自閉症・情緒障害学級開設準備委員会を設置。 令和元年度：南鶴牧小学校自閉症・情緒障害学級を開設。	A
(1)－ウ 特別支援教室の導入		
一部小学校における特別支援教室（巡回指導）実施	平成28年度：市内5校に特別支援教室を導入した。	A
市内全小学校での特別支援教室(巡回指導)実施	平成29年度：市内12校に特別支援教室を導入し、市内全小学校において特別支援教室の導入が完了した。	A

特別支援教室導入開始年度	拠点校（導入当時）	巡回校（導入当時）		
平成28年度	連光寺小学校	多摩第一小学校		
	聖ヶ丘小学校	北諏訪小学校	諏訪小学校	
平成29年度	瓜生小学校	永山小学校	豊ヶ丘小学校	貝取小学校
	南鶴牧小学校	東落合小学校	西落合小学校	大松台小学校
	愛和小学校	多摩第二小学校	多摩第三小学校	東寺方小学校

項目	平成28年度～令和元年度の進捗状況	評価
(2)学区制の段階的導入		
小学校知的障害学級	平成28年度よりゆるやか※な学区制を導入した。	A
小学校自閉症・情緒障害学級	平成29年4月に多摩第二小学校、平成31年4月に南鶴牧小学校にそれぞれ開設し、4校体制となったため、令和2年度からゆるやか※な学区制を導入することを決定した。	A
中学校知的障害学級	平成28年度よりゆるやか※な学区制を導入した。	A
中学校自閉症・情緒障害学級	平成28年度よりゆるやか※な学区制を導入した。	A

※ゆるやか・・・小・中学校知的障害学級及び中学校自閉症・情緒障害学級については、原則住所に基づく学校（特支指定校）へ就学することになるが、「特支指定校以外の設置校に就学できる基準」に該当する場合は、住所に基づく特支指定校以外の設置校に就学することが可能（異なる学級種別への就学は不可）。また、設置当初に「今後の施設整備に影響がない範囲で受け入れに余裕がある学校を希望することができる」という経過措置を行ったため、「ゆるやか」と表記している。

資料編

１　特別支援教育に関する多摩市の状況など

（１）多摩市における特別支援学級の状況（平成20年度～令和元年度）

【小学校】

各年５月１日現在［人］

学校	障害種別			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
小学校	固定制	知的障害	設置校数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3
			学級数	9	9	11	11	10	9	9	10	8	8	9	9
			人数	62	69	67	67	67	65	58	58	51	50	55	66
		自閉症・情緒障害	設置校数	1	1	1	1	1	2	2	2	2	3	3	4
			学級数	2	2	3	4	6	7	8	8	8	9	11	12
			人数	13	16	19	29	42	56	55	58	62	62	74	77
	通級制	言語障害	設置校数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			学級数	4	3	3	3	4	3	3	3	4	4	4	3
			人数	61	51	58	58	64	57	54	47	67	70	65	50
		難聴	設置校数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			学級数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			人数	4	6	7	5	3	2	1	2	4	5	6	6
		情緒通級（特支教室）	設置校数（拠点校）	3	3	3	4	4	4	4	4	5	5	6	16
			学級数	9	13	16	16	15	15	16	20				
			人数	85	115	146	148	132	129	137	171	253	345	455	505

※情緒通級は小学校が平成28年度から特別支援教室に制度変更となったため、学級数は設定されない。

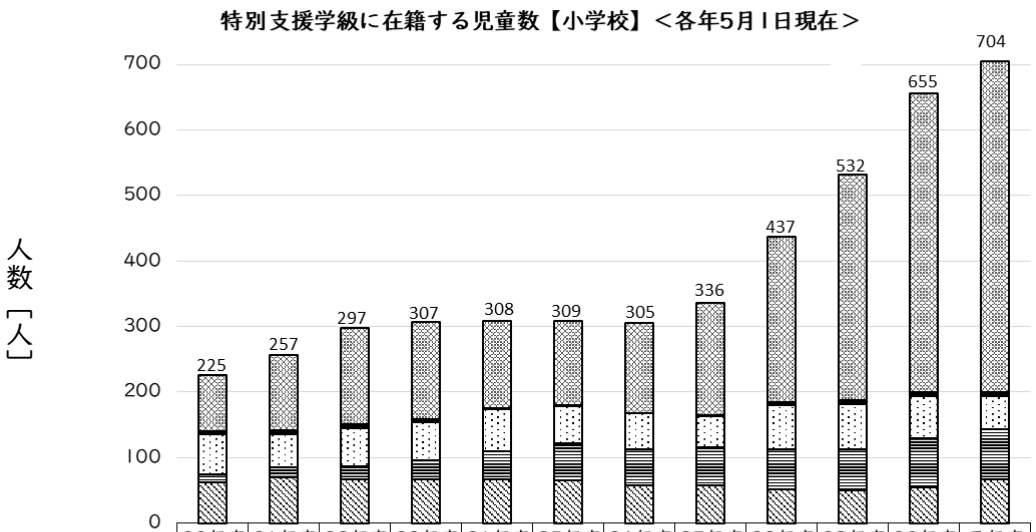

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
情緒通級（特支教室）	85	115	146	148	132	129	137	171	253	345	455	505
難聴	4	6	7	5	3	2	1	2	4	5	6	6
言語障害	61	51	58	58	64	57	54	47	67	70	65	50
自閉症・情緒障害	13	16	19	29	42	56	55	58	62	62	74	77
知的障害	62	69	67	67	67	65	58	58	51	50	55	66

【中学校】

各年５月１日現在［人］

学校	障害種別			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
中学校	固定制	知的障害	設置校数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
			学級数	6	7	8	9	7	7	7	7	7	6	5	5
			人数	37	46	53	55	45	43	48	50	38	35	35	37
		自閉症・情緒障害	設置校数					1	1	2	2	2	2	2	2
			学級数					3	3	4	5	5	6	5	6
			人数					17	24	31	28	33	34	35	41
	通級制	情緒通級（特支教室）	設置校数（拠点校）	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1
			学級数	2	3	3	3	3	3	2	3	3	4	4	
			人数	13	15	17	14	14	19	18	23	26	34	33	20

※情緒通級は中学校が平成31年度（令和元年度）から特別支援教室に制度変更となったため、学級数は設定されない。

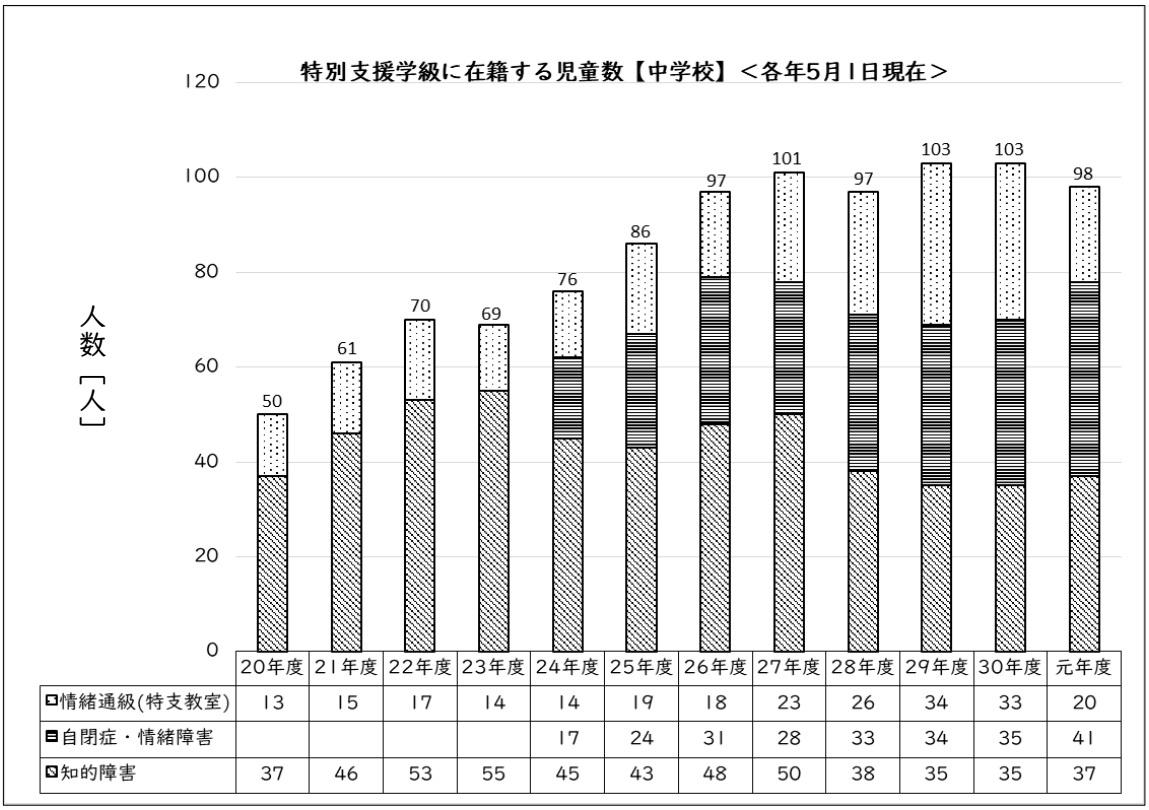

（２）東京都における特別支援学級在籍者・利用者の推計

	障害種別		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
小学校	固定制	知的障害	6,586	6,801	6,935	7,041	7,127	7,165
		自閉症・情緒障害	518	550	576	594	602	603
		小　計	7,104	7,351	7,511	7,635	7,729	7,768
	通級制	言語障害	3,102	3,124	3,152	3,172	3,190	3,197
		難聴	295	299	303	304	307	307
		特別支援教室	18,174	18,456	18,621	18,733	18,845	18,885
		小　計	21,571	21,879	22,076	22,209	22,342	22,389
	合　計		28,675	29,230	29,587	29,844	30,071	30,157

	障害種別		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
中学校	固定制	知的障害	3,712	3,916	4,106	4,201	4,355	4,440
		自閉症・情緒障害	290	301	305	307	307	308
		小　計	4,002	4,217	4,411	4,508	4,662	4,748
	通級制	特別支援教室	3,530	4,354	4,742	5,157	5,165	5,184
		小　計	3,530	4,354	4,742	5,157	5,165	5,184
	合　計		7,532	8,571	9,153	9,665	9,827	9,932

※固定制：特別支援学級（固定制）
※通級制：通級指導学級

（３）就学相談申込件数の推移（平成26年度～令和元年度）

	小学校就学	中学校就学	合計
26年度	106	43	149
27年度	106	46	152
28年度	104	53	157
29年度	131	58	189
30年度	117	66	183
令和元年度	139	83	222

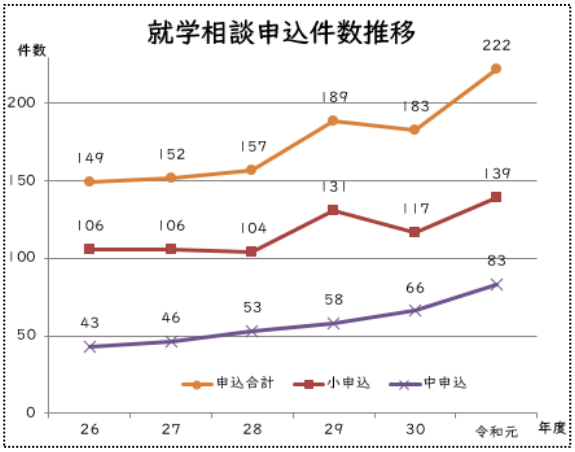

（４）フォローアップ件数の推移（平成26年度～令和元年度）

フォローアップ相談は、就学支援委員会での判定と異なる就学先に保護者意向により決定した場合、就学後も継続して相談をしていくものです。

	小学校	中学校	合計
26年度	16	10	26
27年度	7	1	8
28年度	18	1	19
29年度	29	5	34
30年度	34	8	42
令和元年度	29	14	43

※27 年度までフォローアップは１年間であったが、その後卒業まで期間を延長

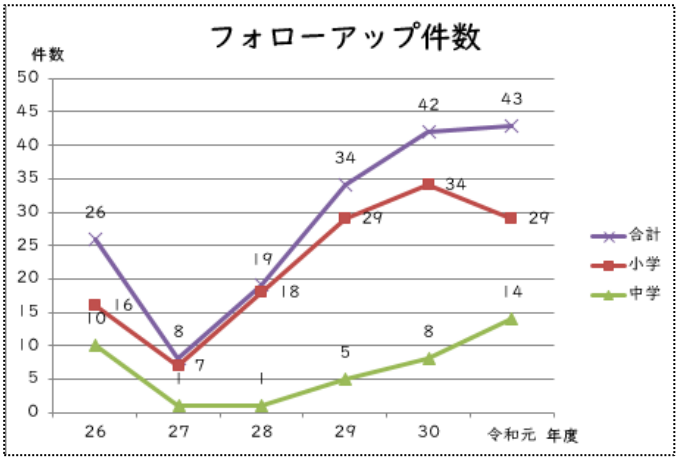

（５）転学相談件数の推移（平成26年度～令和元年度）

転学相談は、就学後に異なった障害種別の学級・学校へ転学するための相談です。

	小学校転学	中学校転学	合計
26年度	23	7	30
27年度	20	5	25
28年度	19	9	28
29年度	28	13	41
30年度	35	8	43
令和元年度	40	11	51

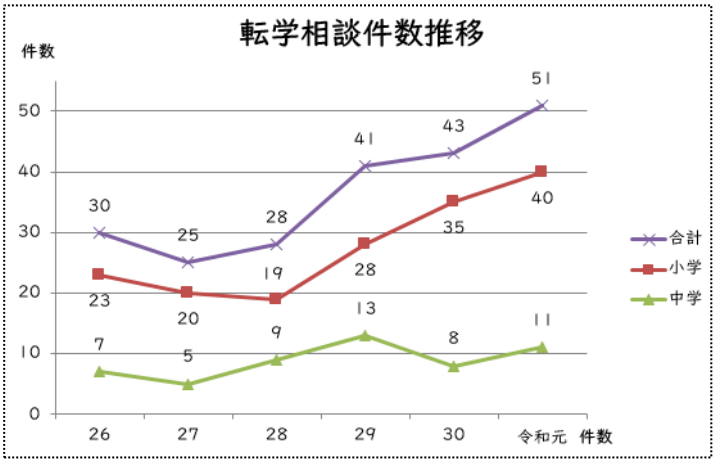

（６）就学支援シートの活用実績（平成29年4月就学～平成31年4月就学）

	平成29年4月就学	平成30年4月就学	平成31年4月就学
小学校就学	176件（15.49%）	191件（16.84%）	223件（20.61%）
中学校就学	64件（6.54%）	60件（6.32%）	84件（8.08%）
高校進学	8件（0.77%）	10件（1.03%）	19件（1.81%）

（７）多摩市立小・中学校における特別支援教育コーディネーターの複数配置率

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校	66.7%	72.2%	94.1%	100.0%	100.0%
中学校	22.2%	33.3%	88.9%	88.9%	100.0%

（８）副籍制度利用者数

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	合計
平成 27 年度	9	4	2	2	1	2	1	3	3	27
平成 28 年度	6	8	4	2	2	0	0	1	2	25
平成 29 年度	9	6	6	2	3	2	0	2	1	31
平成 30 年度	4	8	6	3	2	3	0	0	0	26
令和元年度	5	7	7	6	2	2	4	0	1	34

（９）市内の公立学校における個別指導計画・学校生活支援シートの作成率

①個別指導計画の作成率　小学校　　調査年度　平成30年度

小学校	通常の学級	特別支援教室 通級指導学級（難聴言語）	特別支援学級 （知的、自閉症・情緒）
作成割合※	58.1%【1.64%】	100%	100%

②個別指導計画の作成率　中学校　　調査年度　平成30年度

中学校	通常の学級	通級指導学級 （情緒障害）	特別支援学級 （知的、自閉症・情緒）
作成割合※	79.2%【1.44%】	100%	100%

③学校生活支援シートの作成率　小学校　　調査年度　平成30年度

小学校	通常の学級	特別支援教室 通級指導学級（難聴言語）	特別支援学級 （知的、自閉症・情緒）
作成割合※	33.6%【0.57%】	100%	79.1%

④学校生活支援シートの作成率　中学校　　調査年度　平成30年度

中学校	通常の学級	通級指導学級（情緒障害）	特別支援学級（知的、自閉症・情緒）
作成割合※	77.3%【1.41%】	100%	80.3%

※通常の学級については、作成が必要と各学校が判断した児童・生徒に対する作成割合（学習指導要領において作成は必須となっていない）、特別支援学級及び特別支援教室・通級指導学級については、在籍する児童・生徒に対する作成割合（学習指導要領において作成は必須）。【　】は、多摩市内全児童・生徒(通常の学級)に対する作成割合。

（10）市内小学校への特別支援教室導入の経緯

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
市内利用児童数	137	171	253	345	455	505
拠点校数	0	0	2	5	5	16
各年度の主たる取り組み	導入検討委員会を開始		特別支援教室5校先行実施	導入後の成果と課題を踏まえ、全校拠点校化を含む検討委員会の開催決定 特別支援教室全校導入	特別支援教室検討委員会を開催。特別支援教室連絡会の開催	特別支援教室原則全校拠点校化導入

※平成27年度までは、通級指導学級の人数。平成28年度は通級及び特別支援教室の人数。人数は各年度とも年度当初現在

（11）第二次多摩市特別支援教育推進計画策定に係る市民向け学習会

ア　日程・テーマなど

回	日程	主なテーマ	参加
1	令和元年 10月５日	講座「多摩市の特別支援教育の『今』」 グループワーク	17人
2	12月７日※	講演「学校を“素敵化”しよう（学校教育のユニバーサルデザイン化の実例など）」	25人
3	10月25日	東京都立多摩桜の丘学園の取り組み など	16人

※第2回学習会は10月12日開催予定であったが、台風接近のため12月7日に延期

イ　第１回学習会におけるグループワークで出た主な意見

テーマ「子どもたちに身に付けてほしい力と、その実現のために行政や学校等に期待すること」

どのような力を付けてほしいか	社会性	言語コミュニケーションを行うための個人の力	多様性・違いを認める	自分の良さを知る、生かす	協力・協調	学力	行動力	感情のコントロール	具体的な生活スキル・自立	過程の大切さ	それ以外
意見数	7	16	11	5	1	2	2	2	6	1	11

実現に向けて、行政や学校等に期待すること	学校と行政の連携強化	福祉・教育等	学級整備・施設設備	教員人事	働き方改革	地域との連携	指導力	指導内容	指導方法	保護者との連携	それ以外
意見数	8	6	5	7	2	3	15	5	10	9	5

（12）パブリックコメントの実施

実施期間：令和２年４月１日～５月７日

周知方法：たま広報４月１日号、多摩市公式ホームページ、多摩市公式ツイッター

設置場所：教育センター、市役所第二庁舎１階行政資料室、市内各図書館、多摩センター駅出張所、永山・関戸各公民館、市内各コミュニティセンター、三方の森コミュニティ会館、市内各老人福祉館、多摩保育園、子ども家庭支援センター、市内各幼稚園・認可保育所・認証保育所・認定こども園・小規模保育所・児童館・学童クラブ、健康センター、二幸産業・ＮＳＰ健幸福祉プラザ、都立多摩桜の丘学園、公式ホームページ

※期間中に新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に伴う公共施設の休館が実施されたことから、設置場所を限定して６月１日～３０日に再実施

２　その他参考

（１）ICF(国際生活機能分類)モデル(2001)

ICFモデルとは、人間の生活機能と障害の分類法。平成13年５月、世界保健機関（ＷＨＯ）総会において採択された。

それまでは「ＷＨＯ国際障害分類（ＩＣＩＤＨ)」が用いられていたが、「ＩＣＩＤＨ」が身体機能の障害による生活機能の障害（社会的不利）を分類するという考え方が中心であったのに対し、ＩＣＦは「健康状態」が、構成要素「心身機能・身体構造」「活動」「参加」のそれぞれに影響したり、「環境因子」「個人因子」が構成要素に相互に影響したりすることで、社会参加が阻害されてしまうという考え方に改められた。このＩＣＦの考え方により、当該者本人への働きかけだけではなく、「環境因子」に働きかけることにより、社会参加が可能になるという考え方をすることが必要であることがわかる。

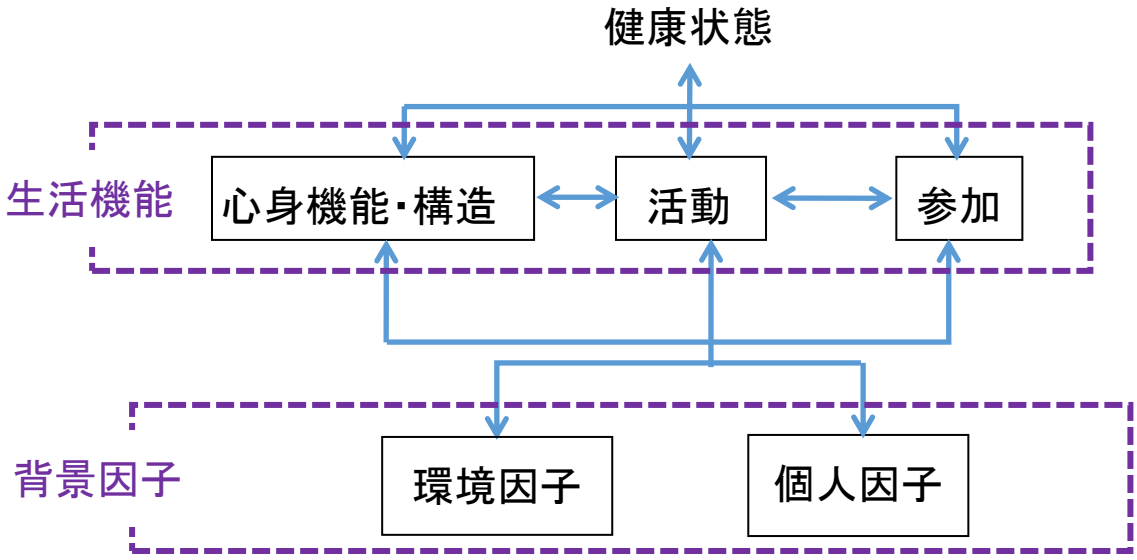

図　ICFモデル

コラム

ＩＣＦの構成要素とは？

「心身機能・身体構造」・・感覚や、足が曲がらないなどの身体の構造

「活動」・・・本人が実際に行っている活動及び本人が能力的にできそうな活動

「参加」・・・学校への参加、地域社会への参加を含む社会的参加

「健康状態」・・・「病気や身体の変調、怪我、妊娠、高齢を含む広い概念」と、「自閉症・ＡＤＨＤ・ＬＤなどの症状名」が含まれる。

「環境因子」・・・車いすの利用などの物的環境、家族や教員、周囲の人といった人的環境、障害者差別解消法等の法整備、医療や介護などのサービス

「個人因子」・・・年齢やライフスタイル、興味・関心など

【出典　東京都教職員研修センター平成 29 年３月作成資料より】

【参考】

「国際生活機能分類－国際障害分類改訂版－」（日本語版）の厚生労働省ホームページ掲載について｜　厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/08/h0805-1.html

（２）世界や国・都の動向について

	国際的な動き	国内の動き（国・都）
平成4年		【国】「通級による指導に関する充実方策について」を示す ・通級による指導の在り方に加え、学習障害に対する対応も審議
平成5年	●アジア太平洋障害者十年の開始年（～平成14年） ●「障害者の機会均等化に関する基準規則」の採択（国連総会） 障がいのある人が、それぞれ、社	【国】学校教育法施行規則の一部改正 ・小・中学校における、通級による指導の法制化 【国】障害者対策基本法の一部改正により、障害者基本法公布 ・アジア太平洋障害者の10年が始めることを契機に公布。障害者の自立と社会参加の一層の推進を基本理念とする。

	会の中で、市民としてその他の人と同じ権利と義務を行使できることを確保することが盛り込まれる。	
平成13年	●ＷＨＯは、国際生活機能分類―国際障害分類改訂版―（ＩＣＦ）を採択する。 ●障害者の人権及び尊厳を保護・推進するための包括的、総合的な国際条約の決議案が国連で採択	【国】21世紀の特殊教育の在り方について最終報告が示される。
平成14年	●障害者の人権及び尊厳を保護・批准するための包括的総合的な国際条約に関する国連臨時委員会の開催	【国】学校教育法の一部改正 ・就学基準（学校教育法施行令第22条の３）の見直し 【国】障害者基本計画の閣議決定 ・個別の教育支援計画（学校生活支援シート）の策定 ・ＬＤ、ＡＤＨＤ、自閉症の児童に対しての教育的支援
平成16年		【国】小・中学校における、ＬＤ、ＡＤＨＤ、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）の作成 【国】障害者基本法の一部改正 ・交流及び共同学習の促進についての規定 【都】特別支援教育推進計画の策定（～平成28年）
平成17年		【国】発達障害者支援法の施行
平成18年	障害者権利条約が国連で採択	【国】学校教育法施行規則の一部改正 ・ＬＤおよびＡＤＨＤを通級による指導の対象に加える。 【国】障害者自立支援法の施行

平成19年		【国】学校教育法の一部改正 ・特別支援教育推進の規定を法律上に位置付け ・小中学校におけるＬＤ、ＡＤＨＤを含む、障がいのある児童生徒に対する適切な教育を行うことを規定
平成22年		【国】特別支援教育の在り方に関する特別委員会を中央教育審議会に設置 ・平成18年の障害者の権利条約を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の方向性を調査・審議
平成24年		【国】合理的配慮等環境整備検討WG報告 ・合理的配慮の観点について整理された
平成25年	第125回IOC総会において、東京オリンピック・パラリンピックを2020年に開催する事が決定	【国】学校教育法施行令の一部改正 ・障がいのある児童等の就学先決定の仕組みが改定
平成28年		【国】発達障害者支援法の改正 ・個別指導計画、個別教育支援計画の作成の推進が規定 【国】学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布 ・高等学校における通級による指導の制度化 ・自立活動における、教科の内容を取り扱いながら行うことができるようにする
平成29年		【都】東京都特別支援教育推進計画第二期第一次実施計画を策定（令和8年まで、第一次は令和2年まで）

用語解説

用語解説　　（出典は、それぞれの解説の最後、【】内に記載しています。）

あ行

インクルーシブ教育システム（inclusive education system）

：人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

【出典：障害者の権利に関する条例第24条より】

か行

かがやきブック

：小学校に入学した新１年生が集団生活に円滑に適応できるよう、多摩市が作成した教材。ロールプレイや意見交換を行いながら、学級や学校での集団生活を送る上での基本的ルールやマナーを学ぶことができる。毎年４月に市内各小学校から保護者に配布している。

学習指導要領

：全国どの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするために、文部科学省が学校教育法等に基づき定めた、各小・中・高等学校、特別支援学校で教育課程の編制をする際の基準となるもの。およそ10年毎に改訂している。平成29年4月に新学習指導要領が告知され、移行期間を経て、小学校においては令和2年度、中学校においては令和3年度から全面実施となる。

【出典：文部科学省ホームページ】

学校生活支援シート

：障がいのある児童生徒の一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的として、作成する計画のこと。子どもの地域生活を考えたときに、教育のみならず、福祉・医療・労働などの様々な側面からの取り組みを含め、関係機関の密接な連携協力を確保することがねらい。国でいう、「個別の教育支援計画」。東京都においても、平成26年度までは、「個別の教育支援計画」という名称だった。

【出典：文部科学省ホームページ　「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」　及び　東京都教育委員会作成「これからの個別の教育支援計画（平成２６年３月発行）」】

教育課程

：学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子どもの心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画のこと。編制の主体は各学校にある。各学校には、学習指導要領や設置者の方針を受けつつ、子供たちの姿や地域の実情を踏まえて、各学校が設定する教育目標を達成するために、学習指導要領に基づき、どのような教育課程を編成し、実施・評価していくかが求められる。

【出典：文部科学省ホームページ　中央教育審議会　初等中等教育分科会資料】

共生社会

：これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会

【出典：文部科学省ホームページ】

校内委員会

：校長のリーダーシップのもと、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある児童・生徒の実態把握や、支援方策の検討等を行うために、校内に設置された特別支援教育に関する委員会

【出典：東京都教職員研修センター作成　「特別支援教育研修テキスト～全ての学校における特別支援教育の推進～（平成２９年３月）」】

公認心理師

：平成29年に誕生し、平成30年に初めて国家試験が開催された国家資格。保健医療、福祉、教育、その他の分野において、専門的知識及び技術を持って、心理に関する支援を要する者の心理状態の観察・結果分析や、心理に関する相談・助言・指導・その他の援助等を業務とする。

【出典　厚生労働省ホームページ　障害保健福祉部 精神・障害保健課 公認心理師制度より】

合理的配慮

：障がい者が他の者との平等を基本として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

【出典：障害者の権利に関する条約第二条より】

交流及び共同学習

：障害のある児童・生徒と、障害のない児童・生徒が学校教育の一環として活動を共にすること。新学習指導要領では、「他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や、交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重しながら、協働して生活していく態度を育むこと」と示されている。

【出典：文部科学省　「交流及び共同学習ガイド　第1章よりよい交流及び共同学習を進めるために」より抜粋】

個別指導計画

：幼児・児童・生徒の障害に応じたきめ細かな指導を行うために、一人ひとりの障害の状態や発達段階の把握に基づき、指導目標や内容、方法等の手立てを各教科等全般にわたって作成するもの。国でいう、「個別の指導計画」。個別の教育支援計画を踏まえて、個別指導計画を作成することが重要。

【出典：文部科学省ホームページ】

さ行

自閉症・情緒障害（特別支援）学級

：学校教育法第81条第2項の規定に基づき、「自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの（平成25年10月4日付文科初第７５６号通知）」を対象に、特別に編成した学級。市内小学校4校（多摩第二小学校、南鶴牧小学校、諏訪小学校、貝取小学校）、中学校2校（多摩中学校、青陵中学校）に設置している。

【出典：東京都教育委員会作成　「就学相談の手引き」より抜粋】

就学支援シート

：家庭や幼稚園・保育園・小学校・中学校などの就学機関等で、大切にしてきたことや配慮してきたこと、次の就学機関に引き継ぎたいことを保護者が主体となって記載するもの。受け取った就学機関はこのシートを参考に児童・生徒に必要と思われる支援や配慮、指導内容について考える。各公立学校で配布のほか、多摩市立教育センター、多摩市教育委員会学校支援課でも配布している。多摩市では、統一様式として、「小学校就学用（幼稚園・保育所等の就学前→小学校）」「中学校就学用（小学校→中学校）」「高等学校等就学用（中学校→高等学校・高等専修学校・特別支援学校高

等部）」の3種類を作成・配付している。
【出典：文部科学省ホームページ　中央教育審議会・初等中等教育分科会資料「特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告」より抜粋】

自立活動

：個々の児童・生徒が自立を目指し、障害による学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するための必要な知識・技能・態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基礎を培う教育活動。健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き、コミュニケーションの6つの区分があり、6区分合わせて27項目がある。自閉症・情緒障害学級では多摩市立小・中学校とも各教科等のほか、自立活動を特設し指導を行っている。また、特別支援教室・通級指導学級（小学校難聴・言語障害、中学校情緒）では自立活動のみを設定し指導を行っている。知的障害学級では、自立活動の時間を特設はせず、各教科や教科等を合わせた指導の中で自立活動の要素を取り入れながら指導を行っている。
【出典：特別支援学校学習指導要領及び同解説より抜粋】

すてっぷ

：多摩市健康福祉部障害福祉課が、子どもの成長の記録と受けてきた支援の内容を集約し、保護者や本人が必要に応じて関係機関にその内容を提示して、切れ目の無い一貫した支援を受けやすくするために、保護者向けに配布している相談支援ファイルのこと。障害福祉課発達支援担当と教育委員会教育指導課が共同で作成し、平成23年3月に配布を開始した。

　配布対象は市内に住所を有する、発達の遅れやことば、人とのかかわり、行動などについて心配があり、継続した支援を必要とする者とその保護者。平成30年度は未就学児の保護者に66件、小学生の保護者に62件、中学生の保護者に1件、高校生の保護者に1件、計130件の希望があり、配付した。

た行

多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会

：児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童の適切な保護又は要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置し、多摩市ではその名称を「多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会とする」とした。

【出典：多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会設置要綱第1条、第2条より】

知的障害（特別支援）学級

：学校教育法第81条第2項の規定に基づき、「知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難な程度であるもの（平成25年10月4日付文科初第756号通知）」を対象に、特別に編成した学級。本市では知的障害学級を市内小学校3校（東寺方小学校、永山小学校、東落合小学校）、中学校3校（和田中学校、諏訪中学校、落合中学校）に設置している。

【出典：東京都教育委員会作成　「就学相談の手引き」より抜粋】

特別支援学校

：学校教育法に規定されている。視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校教育法第１条に示した学校の一つ。

「視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者の障害の程度」については、学校教育法施行令第２２条の３に示されている。平成２５年９月の学校教育法施行令の一部改正により、第２２条の３に規定する程度の児童・生徒等は、特別支援学校に原則就学するという就学先決定の仕組みが改められ、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護

者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組みになった。

多摩市内には、知的障害者及び肢体不自由者を対象とする東京都立多摩桜の丘学園（令和元年度現在、多摩市・稲城市及び八王子市の一部を学区）が設置されている。

【出典：学校教育法、学校教育法施行令、東京都教育委員会作成「就学相談の手引き」】

特別支援学級

：学校教育法の規定に基づき、通常の学級における学習では十分にその効果を上げることが困難な児童・生徒のために、特別に編成した学級。多摩市においては、通常の学級に籍を置きながら、一部特別な指導を実施する、通級による指導を行う場として難聴言語障害通級指導学級を設置している。また、学籍を置く特別支援学級として、小・中学校とも知的障害学級および自閉症・情緒障害学級を設置している。

【出典：東京都教育委員会作成　「就学相談の手引き」より抜粋】

【参考】
特別支援学級及び通級指導に関する規定 | 文部科学省
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/054/shiryo/attach/1285860.htm
多摩市の特別支援学級一覧 | 多摩市
http://www.city.tama.lg.jp/0000009514.html

特別支援教育コーディネーター

：各学校における、特別支援教育の推進のために、主として校内委員会や校内研修の企画・運営、関係機関との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員。特別支援教育コーディネーターは各学校の校長が所属教員の中から指名する。養護教諭、特別支援学級担任、特別支援教室

担当教員、通常の学級の担任の中で特別支援教育の指導力の高い教員等を指名する傾向にある。

【出典：文部科学省ホームページより。特別支援教育コーディネーターの指名傾向については、本市の状況を踏まえ記載】

特別支援教育マネジメントチーム

：教職経験者と臨床心理士からなる組織。就学相談・転学相談、通級入級相談、巡回相談等を実施している。

【参考】
特別支援教育マネジメントチーム概要｜多摩市　http://www.city.tama.lg.jp/0000001714.html

特別支援教室

：通級による指導の一形態。通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対し、週当たり1時間から8時間程度の自立活動を指導する。学習障害及び注意欠陥多動性障害の児童・生徒については、月当たり1時間から週当たり8時間程度の自立活動を指導する。

　本市では、平成29年4月より市内全小学校において特別支援教室での指導を開始した。また、令和3年4月から市内全中学校において特別支援教室での指導を開始することとしている。

【参考】
小学校における特別支援教室の導入ガイドライン（改定版）
｜東京都教育委員会　http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/school/primary_and_junior_high/special_class/files/kaitei/01.pdf

は行

発達支援室

：発達の遅れや心配のある児（者）とその家族、及び発達障がい児（者）と

その家族等を対象に、発達についての総合相談等を行っている多摩市の機関。

【参考】
発達支援室（子どもの発達に関する相談）| 多摩市
http://www.city.tama.lg.jp/0000001166.html

発達障害（発達障がい）

：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳障害の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害、その他、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害。

【出典：発達障害者支援法第2条、発達障害者支援法施行令第1条、発達障害者支援法施行規則より】

ピアティーチャー（教育活動指導員）

：教員の指導を受けながら、チームティーチングや個別指導などのほか、配慮を要する子どもや学校生活に馴染めない子どもたちの個別支援、特別支援学級での介助等の教育活動に従事する教育活動指導員のこと。

【出典：ピアティーチャー（教育活動指導職員）募集要項より】

副校長連絡会

：多摩市内の小・中学校の副校長が、指導主事等の参加を得て、教育活動にかかわる情報等について共有を図るとともに、各種の教育課題等の協議や連絡調整等を実施する会。各校ごとにおおむね月例で開催する。

副籍制度

：東京都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の市区町村立小・中学校に副次的な籍を持ち、直接的な交流（小・中学校の学校行事や地域行事等における交流、小・中学校の学習活動への参加

等）や間接的な交流（学校・学級便りの交換等）を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。この制度により、居住する地域の中で、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒の相互理解が進み、「豊かな心の育成」につながっていくことが期待される。

【出典：東京都教育委員会ホームページ　及び　東京都教育委員会作成「副籍ガイドブック（平成26年3月）」より】

保幼小連携

：幼稚園や保育所等と、小学校では生活や教育方法の違いはあるが、子どもの発達や学びが連続している。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、それぞれが指導方法を工夫し、互いの教育方法・内容の相違点・共通点について理解を深めるなど、子供の発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育の充実を図るために保育所・幼稚園・小学校の教職員・保育士等が互いの指導内容について理解を図ったり、共通の研修を受けたりする具体的な取組。本市では、保育所・幼稚園・小学校の教員がテーマを設定して合同研修に参加している。令和元年度は、「特別支援教育」及び「要録等の引継ぎ」などをテーマとした。

【出典：東京都教育委員会作成　「就学前教育カリキュラム改訂版ハンドブック（平成30年3月）」より抜粋】

や行

ユニバーサルデザイン

：調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することができる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障がい者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない。

　これは教育の現場においては、「発達障害の有無にかかわらず、クラスの中の全ての子が分かりやすい工夫をする」ということ。例えば情報伝達において聴覚的（言語）だけでなく視覚的（板書など）に提示を行ったり、

わからないことがあったときに教師から助言を受けやすくしたりする工夫（ハンドサイン・ヒントカードなど）を行うなどがある。より具体的な事例については「通常学級での特別支援教育のスタンダード（東京書籍）」に詳しい。

【出典：障害者の権利に関する条約第二条より】

【出典及び参考】
「通常学級での特別支援教育のスタンダード　自己チェックとユニバーサルデザイン環境の作り方」東京都日野市公立小中学校全教師・教育委員会with小貫悟,東京書籍,2010年

ら行

臨床心理士

：臨床心理学に基づく知識や技術を用いて、人間のこころの問題にアプローチする心の専門家。臨床心理士資格認定協会の資格試験に合格することが必須条件。

【出典：公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会http://fjcbcp.or.jp/】

臨床発達心理士

：発達の臨床に携わる幅広い専門家に開かれた資格。人の発達・成長・加齢に寄り添い、必要とされる援助を提供する。発達心理学をベースにして「発達的観点」を持つところが特徴。

【出典：一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構https://www.jocdp.jp/】

第二次多摩市特別支援教育推進計画策定委員会関係

（１）第二次多摩市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱

多摩市教育委員会告示第１９号
第二次多摩市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱を次のとおり定める。
平成３１年４月２３日

多摩市教育委員会
教育長　清　水　哲　也

第二次多摩市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱

（設置）
第１条　多摩市の特別支援教育の指針となる第二次多摩市特別支援教育推進計画案（以下「計画案」という。）を策定するため、第二次多摩市特別支援教育推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（所掌事項）
第２条　委員会は、次に揚げる事項について協議及び検討を行い、その結果を教育長に報告する。
⑴　計画案の策定に関すること。
⑵　その他計画案の策定に関し必要と認める事項
（構成）
第３条　委員会は、委員１３人以内をもって構成する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。
⑴　学識経験者　１人
⑵　東京都立多摩桜の丘学園校長
⑶　多摩市立小・中学校長　２人以内
⑷　市民（保護者）２人以内
⑸　多摩市立小・中学校特別支援学級教員又は特別支援教育コーディネーター　４人以内

⑹　子ども青少年部子育て支援課長
⑺　健康福祉部健康推進課長
⑻　健康福祉部障害福祉課長

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和３年３月３１日までとする。

２　委員が欠けたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集する。

２　委員会の会議は委員長が主宰する。

３　委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

（関係者の出席）

第７条　委員長は、会議に際し必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、多摩市立教育センターにおいて処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この要綱は、公示の日から施行し、令和３年３月３１日をもってその効力を失う。

（２）第二次多摩市特別支援教育推進計画策定委員会委員名簿

（五十音順）

氏名（敬称略）	職名等
阿部 みち子	多摩市立諏訪中学校知的固定学級担任
○柏原 聖子	多摩市立愛和小学校校長（令和２年３月３１日まで）
○則末 久美子	多摩市立愛和小学校校長（令和２年４月１日から）
金森 和子	健康福祉部健康推進課長
○加納 一志	多摩市立和田中学校校長
◎小貫 悟	明星大学心理学部教授
高橋 美保	多摩市立聖ヶ丘中学校特別支援教育コーディネーター
細井 英子	公募市民委員
松崎 亜来子	子ども青少年部子育て支援課長
松本 一宏	健康福祉部障害福祉課長
宮坂 麻理	公募市民委員
安井 朋子	多摩市立多摩第一小学校特別支援教育コーディネーター
柳村 優子	多摩市立南鶴牧小学校情緒固定学級担任
山本 優	東京都立多摩桜の丘学園校長

◎＝委員長　　○＝副委員長

（３）第二次多摩市特別支援教育推進計画策定委員会日程と内容

回数	日程	内容
第1回	令和元年7月23日	・計画策定に関する事項の確認　など
第2回	8月29日	・地域学習会の内容について　など
第3回	10月31日	・計画の素案について(協議)　など
第4回	令和２年１月28日	・パブリックコメントの実施　など
第5回	７月13日	・パブリックコメントの結果報告　など
第5回臨時会	８月４日	・パブリックコメントへの対応　など

おわりに

ここに第二次多摩市特別支援教育推進計画が完成した。複数回にわたる策定委員会では、市民委員の方も含めた活発な意見交換がなされた。

今、障がいのある子への教育は転換期にある。これまで、重視された「個人」の中の成長・促進を促す教育だけでなく、本人を取り巻く「環境」を整えていく視点が重要とされるようになった。その「環境」は、すべての「個人」を「インクルーシブ（包み込む）」するものでなければならない。

環境因子を整えることで子どもは「成功体験」を得、個人因子の中に「成長の実感」を生む。「自分は成長を続けている」との実感は、日々の生活と未来の人生を支える。

「個人」の成長に寄与する多摩市の特別支援教育の「環境」を創ること。

このバランスを取ることが今回の議論の中心であり「包み込むモデル」が伝えたいところである。

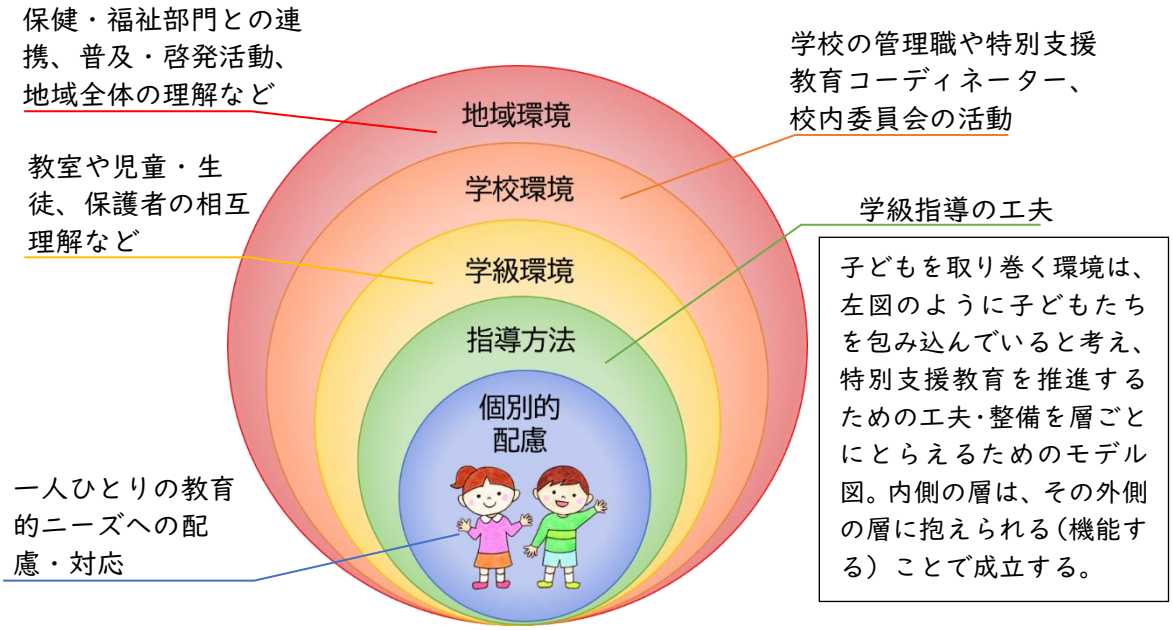

図　特別支援教育における「包み込むモデル」

第二次多摩市特別支援教育推進計画策定委員会　委員長
明星大学　心理学部　心理学科　教授
小貫　悟

印刷番号
2－35
販売価格
210 円

第 二 次 多 摩 市 特 別 支 援 教 育 推 進 計 画

令和 2 年 12 月　　多摩市立教育センター
〒206-0024　東京都多摩市諏訪五丁目 1 番地
諏訪複合教育施設「かけはし」内